

湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画
(改定)

令和4年3月

湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議

目次

1章. 計画策定の趣旨	1
1. 1 計画策定の背景	1
1. 2 基本理念	3
1. 3 基本姿勢	3
1. 4 基本方針	4
1. 5 計画の期間	4
2章. ブロックの現況	6
2. 1 ブロックの地域特性	6
2. 2 ごみ処理の現状	7
2. 3 ごみ処理の課題	12
2. 4 平成28年度改訂計画目標年度の評価	13
3章. 広域化の主要事業及び計画目標	16
3. 1 広域化の主要事業	16
3. 2 ごみ排出量及び処理量の予測	19
3. 3 ごみの減量目標等	21
4章. 計画目標達成のための取組	30
4. 1 減量化・資源化に係る取組	30
4. 2 収集運搬に係る取組	34
4. 3 中間処理・最終処分に係る取組	36
5章. 施設整備計画の概要	39
5. 1 長寿命化計画の策定状況	39
5. 2 ごみ焼却施設整備計画概要	40
5. 3 資源ごみ等処理施設、粗大ごみ処理施設整備計画概要	42
5. 4 施設の配置及び整備スケジュール等	44
5. 5 広域化する場合の施設条件	47
6章. ごみ処理経費縮減の概要	52
6. 1 ごみ処理経費の縮減について	52
6. 2 ごみ処理施設整備経費の縮減	52
6. 3 事業経営面の検討による経費縮減に向けたコスト分析	53
7章. 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの概要	54
7. 1 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム	54
8章. 計画の推進方策	56
8. 1 事業主体	56
8. 2 役割分担	56
8. 3 ごみ処理施設整備体制及び費用負担の方法	57
8. 4 計画の進行管理及び見直し等	57

<関係資料>

1. 湘南東ブロック全体のごみ処理量予測
2. 藤沢市のごみ処理量予測
3. 茅ヶ崎市のごみ処理量予測
4. 寒川町のごみ処理量予測
5. 広域化・集約化のケース案
6. し尿処理施設について
7. 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議規約
8. 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）
9. 「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（改定素案）」についてのパブリックコメント実施結果

注記：計画書に記載した数表は、小数点以下の端数により合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合があります。

1 章. 計画策定の趣旨

1. 1 計画策定の背景

(1) ごみ処理広域化について

平成9年度に、ごみ処理に関する種々の課題に対応するため、「ごみ処理の広域化計画について（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」（以下、「平成9年通知」という。）が示されました。この中で各都道府県はごみ処理の広域化に向け、次の事項を目的とした実施計画を策定することが示されました。

- ①ダイオキシン類削減対策
- ②焼却残渣の高度処理
- ③マテリアルリサイクルの推進
- ④最終処分場の確保対策
- ⑤公共事業のコスト削減

神奈川県は、平成9年通知に基づき平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町は、「神奈川県ごみ処理広域化計画」（現「神奈川県循環型社会づくり計画」）において、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、お互いのごみ処理事業に対する取組を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業を明確にするとともに、事業実現に向けた「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を平成20年3月に策定し、平成23年度、平成28年度と2度の改訂を行っています。

その後、平成30年度には、平成9年通知の発出から20年以上が経過し、ごみ処理をとりまく状況が大きく変化していること、人口減少・人口構造の変化、災害廃棄物処理への対応などを踏まえ、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくために「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31年3月29日環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」（以下、「平成31年通知」という。）が示されました。この中で、広域化・集約化の必要性については、以下の項目が示されています。詳細は巻末に關係資料として示します。

- ①持続可能な適正処理の確保
- ②気候変動対策の推進
- ③廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進
- ④災害対策の強化
- ⑤地域への新たな価値の創出

(2) ごみ処理をとりまく環境の変化

これまで一般廃棄物の処理は各時代で抱える課題に対して、主に「公衆衛生の向上」、「公害問題と生活環境の保全への対応」、「循環型社会の構築」を目指して取組を進めてきました。

近年では、東日本大震災以降、地震や台風など大規模災害が頻発化しており、今後も大規模災害の発生が想定されていることから、災害に強い廃棄物処理システムの構築が求められるようになったことに加え、平成31年通知にも示されているように、今後、人口減少・人口構造の変化に伴うごみ量やごみ質の変化、人材確保や財政制約などの課題がますます進行することが想定され、持続可能な適正処理の確保と複合的な課題解決の視点が求められるようになっていきます。

また、廃棄物処理行政においては、これまでの安全かつ安定的なごみ処理の確保に加え、環境、経済、社会の統合的向上を目指す視点が求められ、第四次循環型社会形成推進基本計画で初めて提唱された「地域循環共生圏」^{※1}の一翼を担う廃棄物処理システムの構築が求められています。

さらに、令和2年9月の中央環境審議会循環型社会部会（第35回）においても、環境省から地域循環共生圏を踏まえた将来の一般廃棄物のあり方が示され、基本理念として「3R^{※2}+Renewable^{※3}の推進・適正処理の持続性を確保し、地域を豊かにする廃棄物処理システムの構築」が掲げられ、基本的な考え方として「地域に新たな価値を生み出す廃棄物処理⇒「地域循環共生圏」の創造」が示されています。

その他の社会動向に目を向けると、SDGs^{※4}、サーキュラー・エコノミー^{※5}への移行など世界的な潮流を受けたごみの排出抑制や資源循環の取組が官民で進んでいます。

また、令和2年10月には「2050年カーボンニュートラル^{※6}」が宣言され、実現に向けた議論が進んでおり、廃棄物分野においても対応不可欠になっています。2市1町では、それぞれ「藤沢市気候非常事態宣言（令和3年2月）」、「茅ヶ崎市・寒川町気候非常事態宣言（令和3年4月）」を表明しており、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指しています。

加えて、令和3年6月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が成立し、今後、ごみ量やごみ質が大きく変化していくことが想定されます。

また、2市1町では、「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同し、県及び県内市町村と連携してプラごみゼロに向けた取組を進めています。

このように、ごみ処理をとりまく状況は大きく変化しており、現在は変革期にあるため、これまでの単純な延長にあるごみ処理システムの継続から新たなごみ処理システムの構築を目指して検討しなければならない時期を迎えています。

本計画書は、平成28年度に見直した実施計画（以下「平成28年度改訂計画」という。）の改定版として、これまで実施してきた施策、取組、上述した社会情勢の変化等も踏まえて、令和3年度に改定するものです。

※1	地域循環共生圏とは 各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補充し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。
※2	3Rとは リデュース（Reduce；発生抑制）、リユース（Reuse；再利用）、リサイクル（Recycle；再生利用）の頭文字を示す言葉です。本計画においては、リデュースにリフューズ（Refuse；ごみになるものを受け取らない）を含みます。
※3	Renewableとは ここでは、再生可能資源への代替という意味で用いられています。プラスチック製容器包装・製品等の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に切り替えるなど、持続可能な資源への代替が想定されます。
※4	SDGsとは 持続可能な開発目標（SDGs；Sustainable Development Goals）の略。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。17のゴールのうち、少なくとも13が直接的に環境に関連するものであり、残り4も間接的ではあるものの、環境に関連するものです。
※5	サーキュラー・エコノミーとは 従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動です。
※6	カーボンニュートラルとは 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、温暖化対策技術や森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減・吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

1. 2 基本理念

湘南東ブロックの一般廃棄物処理において、ごみ処理の広域化を図ることによる循環型社会^{※1}形成の推進とともに地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの構築を目指します。

基本理念は以下に示すとおりとします。

- ①ごみの減量とリサイクルを推進します。
- ②エネルギーの有効利用を促進します。
- ③ごみ処理経費の縮減を図ります。
- ④持続可能な適正処理体制の確保と地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの構築に向けた検討を進めます。

1. 3 基本姿勢

湘南東ブロックは、循環型社会形成推進を目指し、3R推進を中心としたソフト面の充実、適正処理施設整備を中心としたハード面の充実及び事業経営面の充実を図りつつ、地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの構築に向けた検討を進めます。

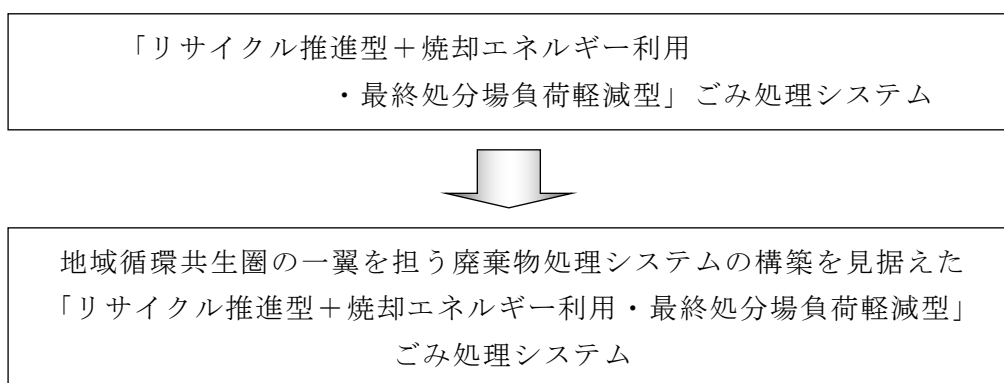
湘南東ブロックを構成する2市1町は、それぞれのごみ処理に関する基本姿勢を尊重しつつ、4つの基本理念を達成するために、ソフト面、ハード面、事業経営面において広域で取り組むべき対象事業項目を定め、その事業達成を目指すものとします。

また、広域化対象事業を推進するための事業形態、計画目標年度、基本スケジュールを定め、PDCAサイクル^{※2}を活用して計画目標達成の進行管理を行います。

なお、計画で示した施策を実行に移す場合には、十分な検討と地域住民の方々に対する事前の説明を行っていくものとします。

1. 4 基本方針

湘南東ブロックは、平成 28 年度改訂計画から引き続き、「リサイクル推進型+焼却エネルギー利用・最終処分場負荷軽減型」ごみ処理システム^{※3}の構築をベースとし、地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの構築に向けた検討を進めるものとしします。



地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム構築のため、これまでの 3 R に加え、新たに「Renewable」の推進を行いごみの減量化・資源化を図るとともに、効率的な処理施設の整備を進めるため、広域処理のあり方の検討を行い、整備スケジュールの調整や、災害・気候変動等への対応、建設候補地の選定を進めていくものとしします。

一方で、国では 2050 年カーボンニュートラルに向けた検討が加速しており、「地域脱炭素ロードマップ（令和 3 年 6 月 9 日）」において、廃棄物処理システムのトータルでの脱炭素化が求められているため、今後の社会状況の変化に応じて、基本方針等は見直していくこととしします。

1. 5 計画の期間

- 計画策定年度は、令和 3 年度です。
- 計画期間は、令和 4 年度から令和 18 年度までの 15 年間としています。
- 計画期間中に、短期目標年度（令和 8 年度）、中期目標年度（令和 13 年度）、長期目標年度（令和 18 年度）を定めています。

令和 年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
計画の期間	計画策定期間	← 計画期間 →														
目標年度						短期目標年度					中期目標年度					長期目標年度

図 1-1 実施計画期間

計画内容を定期的に検証するとともに、5年ごとの見直しを基本とし、適宜、技術革新や社会環境の著しい変化があった場合は弾力的に計画の見直しを行うものとします。

※1 循環型社会とは

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に変わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処理することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。(平成18年版「循環型社会白書」より)

※2 PDCA サイクルとは

Plan (計画)、Do (実施・実行)、Check (点検・評価)、Action (見直し・改善) の4段階を1サイクルとして、最後の Action を次期の Plan に反映させていくことで、継続的に事業等の改善を図っていく手法です。

※3 「リサイクル推進型+焼却エネルギー利用・最終処分場負荷軽減型」ごみ処理システムとは

このごみ処理システムはごみ減量化・資源化を進め、ごみ焼却施設を利用し、可能な限り埋立量を減らすことにより最終処分場の負荷を軽減させるシステムです。

具体的には、まず、減量化・資源化を進め、ごみの排出量を抑制します。排出されたごみについては焼却を行い、その際に発生したエネルギーをできるだけ回収し、発電等に利用します。さらに、焼却残渣を資源化することで最終処分量を可能な限り減らします。

2章. ブロックの現況

2. 1 ブロックの地域特性

湘南東ブロックの全体面積は 118.74 km² で、藤沢市：69.56 km²（湘南東ブロックの 58.6%）、茅ヶ崎市：35.76 km²（同 30.1%）、寒川町：13.42 km²（同 11.3%）です。神奈川県全体（2,416.11 km²）の 4.9%を占めています。

気候は、四季を通じて温暖で、横浜地方気象台の最近の 10 年間（平成 23～令和 2 年）の観測結果によると、平均気温は 16.5℃、最高気温は 36.9℃、最低気温は-4.3℃、年間平均降水量は 1,469.3 mmでした。

人口は、令和 3 年 10 月 1 日で 732,388 人（藤沢市：440,487 人（湘南東ブロックの 60.2%）、茅ヶ崎市：243,406 人（同 33.2%）、寒川町：48,495 人（同 6.6%））です。

2. 2 ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量

平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 27 年度から令和 2 年度までのごみ排出量の推移を表 2-1 に示します。

令和 2 年度 of 湘南東ブロックのごみ排出量は、可燃ごみ（燃やせるごみ）が 145,377 トン、不燃ごみ・粗大ごみ（燃やせないごみ・大型ごみ）が 22,864 トン、資源が 48,983 トンで、合計 217,224 トンです。

湘南東ブロックで見ると、平成 27 年度から令和 2 年度の排出量は、排出総量、可燃ごみ量はやや減少、不燃ごみ・粗大ごみ量、資源量は横ばいの傾向となっています。

この間、平成 29 年度には茅ヶ崎市において、平成 30 年度には藤沢市において、ごみ処理手数料の改定が行われています。令和元年度には、特に不燃ごみ・粗大ごみの排出量が増えており、消費税増税に伴う買い換え需要等によるものと推察されます。

なお、令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染症拡大を受け、ごみ排出傾向が大きく異なっています。

表 2-1 ごみ排出量の推移 (t/年)

項目	平成22年度	平成24	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元年度	令和2
ブロック内人口	692,545	700,389	711,177	714,840	717,576	721,521	724,834	727,685
湘南東ブロック	221,872	226,766	224,635	223,146	220,952	219,102	221,832	217,224
可燃ごみ	152,193	154,199	154,601	154,493	153,262	151,321	152,061	145,377
不燃ごみ・粗大ごみ	22,628	21,828	21,002	20,756	20,370	20,785	22,500	22,864
資源	47,051	50,738	49,032	47,896	47,320	46,997	47,272	48,983
藤沢市	131,405	138,190	139,290	138,276	137,103	136,204	137,371	133,325
可燃ごみ	86,253	91,921	93,841	93,715	93,152	92,119	92,055	86,857
不燃ごみ・粗大ごみ	13,597	13,837	13,550	13,355	12,976	13,220	14,361	14,449
資源	31,554	32,431	31,899	31,205	30,975	30,866	30,956	32,019
茅ヶ崎市	75,670	73,734	71,420	70,940	70,030	69,225	70,573	70,131
可燃ごみ	55,942	52,188	51,162	51,264	50,672	49,807	50,486	49,220
不燃ごみ・粗大ごみ	7,336	6,423	5,882	5,678	5,718	5,917	6,382	6,536
資源	12,392	15,123	14,376	13,998	13,640	13,501	13,705	14,375
寒川町	14,798	14,842	13,925	13,930	13,819	13,673	13,888	13,768
可燃ごみ	9,998	10,090	9,598	9,514	9,438	9,395	9,520	9,300
不燃ごみ・粗大ごみ	1,695	1,568	1,570	1,723	1,676	1,648	1,757	1,879
資源	3,105	3,184	2,757	2,693	2,705	2,630	2,611	2,589

注 1) 寒川町の可燃ごみは平成 14 年 12 月 1 日より、不燃ごみは平成 27 年 4 月 1 日より、それぞれ茅ヶ崎市に委託処理しています。

注 2) 各ごみの処理対象量は搬入量であり、破碎可燃等中間処理後に処理対象となった量は含みません。また、資源は一元的管理を目的としており、集団回収等、処理施設を経由しないものも含んでいます。したがって、環境省「一般廃棄物処理実態調査」、神奈川県一般廃棄物処理事業の概要等に記載されている量とは一致していません。

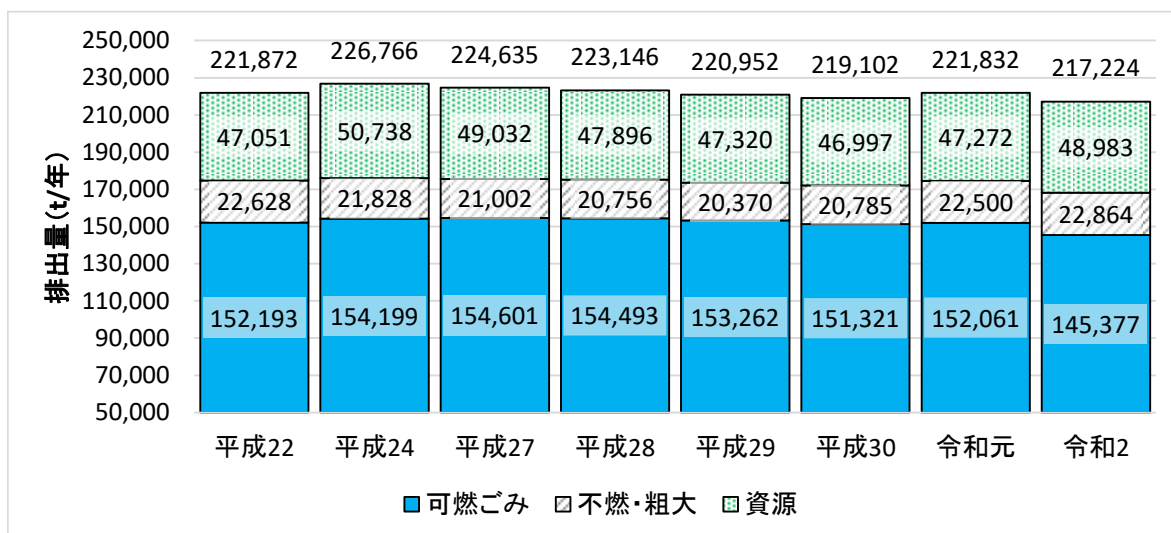


図 2-1 ごみ排出量の推移

(2) ごみ排出量の原単位

平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 27 年度から令和 2 年度までのごみ排出量の原単位の推移を表 2-2 に示します。

令和 2 年度は、藤沢市が 836 g / 人・日、茅ヶ崎市が 792 g / 人・日、寒川町が 780 g / 人・日、ブロック全体では 818 g / 人・日です。

表 2-2 ごみ排出量の原単位の推移 (g / 人・日)

項目	平成22年度	平成24	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元年度	令和2
ブロック内人口	692,545	700,389	711,177	714,840	717,576	721,521	724,834	727,685
湘南東ブロック	878	887	863	855	844	832	836	818
可燃ごみ	602	603	594	592	585	575	573	547
不燃ごみ・粗大ごみ	90	85	81	80	78	79	85	86
資源	186	198	188	184	181	178	178	184
藤沢市	879	908	898	888	876	865	864	836
可燃ごみ	577	604	605	602	595	585	579	545
不燃ごみ・粗大ごみ	91	91	87	86	83	84	90	91
資源	211	213	206	200	198	196	195	201
茅ヶ崎市	882	856	815	810	797	784	797	792
可燃ごみ	652	606	584	585	577	564	570	556
不燃ごみ・粗大ごみ	85	75	67	65	65	67	72	74
資源	144	175	164	160	155	153	155	162
寒川町	850	855	794	793	787	777	784	780
可燃ごみ	575	581	547	542	537	534	538	527
不燃ごみ・粗大ごみ	97	90	89	98	95	94	99	106
資源	178	183	157	153	154	149	147	147

注) ここで示すごみ排出量原単位は、家庭系と事業系の合計量で算出しています。

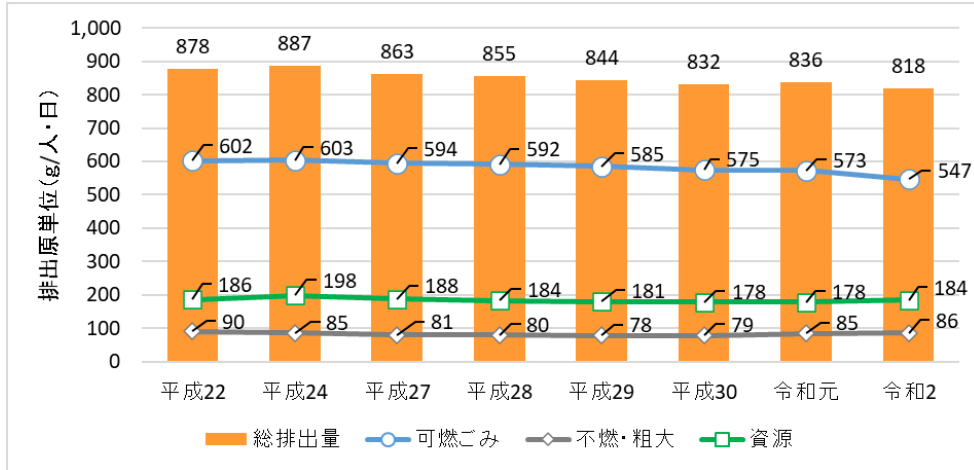


図 2-2 ごみ排出量原単位の推移

(3) ごみ処理施設の状況

令和3年度時点における湘南東ブロックごみ処理施設の整備状況を表2-3に、また、施設の立地状況を図2-3に示します。

現在、ブロック内のごみ焼却施設は、藤沢市に北部環境事業所と石名坂環境事業所の2箇所、茅ヶ崎市に環境事業センターの1箇所、合わせて3箇所あります。

藤沢市北部環境事業所2号炉では令和5年度稼働開始に向けて増設事業が進められています。

3箇所のごみ焼却施設では、焼却時のエネルギーを発電や温水として回収しており、地域の低炭素化に貢献しています。

資源ごみ等処理施設は、藤沢市にリサイクルプラザ藤沢と、寒川町に寒川広域リサイクルセンターの合わせて2箇所あります。

粗大ごみ処理施設は、藤沢市にリサイクルプラザ藤沢（粗大ごみ処理施設）と、茅ヶ崎市に環境事業センター粗大ごみ処理施設の合わせて2箇所あります。

茅ヶ崎市環境事業センター内に、令和7年度供用開始に向け、新たな粗大ごみ処理施設の整備に向けた事業が進行中です。

中間処理の広域化については、事務委託によって、寒川町の可燃ごみと不燃ごみ、大型ごみを茅ヶ崎市の施設で処理し、茅ヶ崎市の資源物を寒川町の施設で処理しています。

最終処分場は、藤沢市に女坂最終処分場、茅ヶ崎市に堤十二天一般廃棄物最終処分場の合わせて2箇所です。最終処分については、藤沢市は女坂最終処分場による埋め立てを、茅ヶ崎市は堤十二天一般廃棄物最終処分場による埋め立てと民間委託による区域外埋め立てを、寒川町は民間委託による区域外埋め立てを行っています。

なお、2市1町では、焼却灰等について民間委託による資源化を行っており、最終処分量の低減を図っています。

表 2-3 湘南東ブロック施設構成（箇所）

項目	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	湘南東 ブロック
ごみ焼却施設	2	1	0	3
資源ごみ等処理施設	1	0	1	2
粗大ごみ処理施設	1	1	0	2
最終処分場	1	1	0	2
収集車両基地	2	1	0	3
余熱利用施設	1	1	0	2
計	8	5	1	14
中間処理・最終処分場 の施設数	5	3	1	9

凡 例	
●	ごみ焼却施設
▲	資源ごみ等処理施設
▼	粗大ごみ処理施設
■	最終処分場
◆	収集車両基地
●	余熱利用施設



図 2-3 湘南東ブロック内施設立地状況

(4) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物については、事業者自ら処理することが原則となっています。

事業者は、独自の資源化を行ったり、各市町が許可をしている一般廃棄物収集運搬業者へ運搬を委託したり、各施設へ自ら搬入を行っています。

(5) 災害時等への備え

「藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町」、「平塚市・大磯町・二宮町」、「秦野市・伊勢原市」の3つのごみ処理広域化ブロックの各市町及び秦野市伊勢原市環境衛生組合は、「神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける一般廃棄物の処理に係る相互援助協定書」を平成28年12月に締結しており、協定市町等のごみ処理施設及びし尿処理施設において、「不測の事故および故障」、「一時的な処理能力の低下」、「災害」があった場合において処理施設の相互利用並びに資機材及び職員等の相互援助体制を構築しています。

加えて、大規模災害時に県内施設だけの災害廃棄物の迅速な処理が困難な場合に備え、県外に複数の処理ルートを有する民間事業者との協定を締結するとともに、定期的な会合を行っています。

2. 3 ごみ処理の課題

湘南東ブロックを構成する2市1町では、それぞれが3R推進、適正処理に取り組んでいます。各自治体は、ごみの排出抑制、資源化・リサイクルの推進、ごみ収集・運搬、さらには中間処理、最終処分の適正化に関する施策の展開を図っています。ここでは、2市1町が取り組んでいる共通の課題について示します。

(1) ソフト施策に関する課題

①ごみの排出抑制

近年の湘南東ブロックは、人口増加の状況にあってもごみ排出量は減少から横ばい傾向にあります。将来の施設整備費にも直結するため、引き続き、排出抑制をどのように進めていくのかが課題です。

特に、事業所から排出されるごみの減量化等について、社会的な環境の変化を踏まえて、これまで以上に誘導していく必要があります。

また、一般家庭から排出される可燃ごみの4割以上を厨芥類（食品廃棄物）が占めています。全体排出量の内、食べ残しや期限切れによる直接廃棄など食品ロスとして、藤沢市では5.7%（令和元年度）、茅ヶ崎市では3.9%（平成28年度）、寒川町では11.8%（令和元年度）が捨てられています。今後、食品廃棄物の減量・資源化を推進していく必要があります。

②資源化・リサイクル

湘南東ブロックの資源化量は、近年減少傾向となっています。製品設計時点での容器包装、ペットボトル等の減肉化や新聞等の購読者数の減少、電子化など排出される資源物の量が直接的に減っていることに加え、店頭回収等の行政が把握できない民間ルートでの資源循環が一定程度進んでいることも要因と考えられます。

引き続き、分別の徹底に向けた啓発の継続や行政としての分別収集品目の追加検討や焼却残渣の資源化等リサイクルを推進していくとともに、民間事業者とも連携した地域の資源循環を推進する体制を築いていくことが課題です。

また、令和4年施行予定のプラスチック資源循環促進法を踏まえた、社会システムの変化への対応が必要となります。

③ごみ収集・運搬

ごみの収集・運搬に関しては、2市1町が、分別収集品目の拡充に対応可能な体制を整備することが課題で、将来的な施設の集約化と合わせて検討していく必要があります。

また、広域処理施設を整備する場合には、立地場所によって収集・運搬経費が大幅に増加してしまう可能性もあるため、中継施設の整備等も含め立地選定と合わせて効率的な収集・運搬体制を検討する必要があります。

(2) ハード施策に関する課題

①中間処理

中間処理については、ブロック内ごみ焼却施設の将来的な集約化等が課題となっています。そのために、整備時期の調整と建設候補地の選定が必要となります。

また、プラスチック資源循環促進法を受け、将来的に可燃ごみ中からカロリーの高いプラスチックが減り、含水率の高い厨芥類の割合が高まるなど、ごみ量・ごみ質が大きく変化することも想定されるため、施設の更新時期に応じた処理システムを検討していく必要があります。

広域処理施設を整備する場合には、周辺環境への配慮が最も重要となりますが、その他、災害対応、灰溶融施設等の一体整備やエネルギー利活用なども踏まえた用地の確保、収集運搬効率、利用する住民のアクセスの容易性も考慮した用地選定が必要となります。

②最終処分

最終処分場に関する課題は、新たに最終処分場を建設することが非常に困難であることです。既存施設の状況（延命化や利用制限）を踏まえると、外部委託による焼却残渣の溶融スラグ化（資源化）を継続し、埋立量を削減していくことが重要となりますが、資源化の費用とエネルギー使用量が課題となっています。

2. 4 平成 28 年度改訂計画目標年度の評価

(1) 数値目標

平成28年度には、平成27年度を基準年とし、平成34年度（令和4年度）を目標年度とする目標を設けました。

今回の改定では、令和2年度までの実績によるごみ排出量予測値により新たな減量目標値等を設定します。

減量等の目標値を設定するにあたり、平成28年度改訂計画の令和4年度目標に対する最新年度の実績値による評価を行いました。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大を受け、事業活動の停滞、家庭で過ごす時間の増加など、これまでのごみ排出傾向とは異なる状況であったことから、評価で用いる最新年度は令和元年度の実績を用います。

評価項目のうち、排出量、排出量原単位、焼却量、最終処分量については、令和元年度時点で目標を達成している状況です。一方で、資源化量については、基準年から増加させる目標設定に対して、減少しています。

資源化量の減少については、自治体が把握できない民間ルートでの回収等が増えていることなどが要因と推察されます。今後も民間事業者による資源回収が一定程度進むことが予想され、必ずしも2市1町で把握できる資源化量だけの評価が資源化の実態を反映できていないことから、本計画では評価項目としては除外し、今後は継続して状況を把握するための参考指標とすることとします。

表 2-4 「平成 28 年度改訂計画」の計画目標値に対する令和元年度の評価

項目	平成28年度改訂計画			令和元年度の状況	
	基準年度 (平成27年度)	目標値 (令和4年度)		実績値	評価
排出量	224,635 t	222,389 t		221,832 t	達成
対27年度比	100.0 %	99.0 %	1.0%の減量	98.8 %	達成
排出量原単位	863 g	853 g		836 g	達成
対27年度比	100.0 %	98.8 %	1.2%の減量	96.9 %	達成
焼却量	172,942 t	171,213 t		170,263 t	達成
対27年度比	100.0 %	99.0 %	1.0%の減量	98.5 %	達成
最終処分量	8,068 t	7,866 t		7,769 t	達成
対27年度比	100.0 %	97.5 %	2.5%の減量	96.3 %	達成
資源化量	65,994 t	67,710 t		64,006 t	未達成
対27年度比	100.0 %	102.6 %	2.6%の増量	97.0 %	未達成

注 1) 基準年度の実績値は、一部数値の見直しがあり、平成 28 年度改訂計画と異なる項目があります。
 注 2) 評価：令和 4 年度目標値に対して、令和元年度の実績値で「達成」「未達成」を評価しています。

(2) 施策実施状況

平成28年度改訂計画施策実施状況について、広域で取り組む項目の評価を表2-5に示します。

中間処理施設の整備など、着実に「達成」している施策がある一方、「一部達成」や「未達成」の施策もあります。

この中には、計画期間中に広域化・集約化が行われない地域・施設区分があるため、2市1町での完全な統一が難しい施策もあります。

評価結果を踏まえ、本計画では、広域的な処理体制の構築に向けて、継続する施策、内容の一部見直し、新規施策の展開を目指していくこととします。

なお、「一部達成」と評価している「経済的負担措置制度の強化」については、ごみ処理有料化が未実施であった茅ヶ崎市において、令和 4 年から実施されることが決定するなど、取組が進められている施策もあります。

また、財政に関わる施策である「経済的助成措置制度の充実」「収集車両の積極活用」については、2市1町での統一は難しいことから、当面は各市町の施策として継続します。

表 2-5 「平成 28 年度改訂計画」の施策実施状況の評価

施策	対象		新規・継続 の区分	広域で 取り組む項目 (統一項目)	主な項目	短期 目標	中期 目標	長期 目標	目標 の評価	評価の理由
	住民	事業者								
ごみの減量化・資源化方策										
ごみの減量化(排出抑制)促進策										
意識啓発										
環境学習の充実	○	○	□		教材用ビデオ作成、シンポジウム開催、広報による情報提供、学習会の開催、体験学習の実施、施設見学の実施					
商店街意識向上		○	□		ごみとなるものが少ない商品の販売、包装の簡素化、リサイクル商品の販売					
生産者意識向上		○	□	◎	製品製造計画段階での排出抑制考慮	★			○	全国都市清掃会議を通じ、メーカーへの過剰包装抑制をお願いしている。
自発的行動促進	○	○	□		ごみとなるものを減らす運動等(計画的消費奨励、過剰包装のお断りキャンペーン、マイバッグ運動推進、ワンウェイ容器使用抑制、リターナブルびん使用奨励等)					
排出抑制制度の制定										
エコショップなどの顕彰制度実施		○	□		ごみ減量推進店制度の推進					
不用品交換制度の活発化	○		□		交換制度の周知・宣伝					
経済的助成措置制度の充実	○		□	○	コンポスト容器設置助成、家庭用電動生ごみ処理機設置助成、集団回収奨励のための助成		★		△	寒川町ではコンポスト容器の斡旋販売を令和2年度に、家庭用電動生ごみ処理機についての設置補助を平成29年度に終了。
経済的負担措置制度の強化	○	○	□	○	ごみ処理手数料の見直し		★		△	藤沢市、茅ヶ崎市で料金改定が行われた。
ごみの資源化促進方策										
家庭系資源化方策										
集団回収事業の積極的推進	○		□		地域格差の是正、経済的助成措置制度の活用					
各種リサイクル法の推進、定着化	○		□	○	家電リサイクル法や容器リサイクル法、食品リサイクル法等の啓発	★			○	継続的に各市町のホームページ等で周知を行っている。小型家電のボックス回収を行っている。
自治体による資源回収品目の充実	○		□	◎	リサイクルセンター受入対象品目の統一	★			△	茅ヶ崎市・寒川町で品目を統一した。
事業系廃棄物の資源化促進		○	□	◎	事業系の資源化促進のための啓発・指導	★			○	各市町で多量排出事業所への指導を実施している。
処理対象ごみの分別区分	○	○	□	◎	分別区分の見直し	★			△	寒川町では、茅ヶ崎市への処理委託に合わせて一部の分別区分を茅ヶ崎市の区分に統一した。
収集回数	○		□	◎	収集回数の検討・適正化	★			×	計画期間中は未実施
処理できないものの品目統一	○		□	◎	処理できないものの処理体制整備を配慮			★	×	計画期間中は未実施
産業廃棄物(あわせ産廃 ^{※1})の処理		○			適正処理の推進					
収集車両の積極活用	○	○	◎	◎	広域化の意識付けを図るためにロゴマーク貼り付け等の広報媒体として積極活用を図る		★		×	計画期間中は未実施
施設整備面										
収集車両	○	○	□		既存車両を活用する					
中間処理施設 ^{※2}	○	○	□		第1期～第3期地域計画による事業以外の既存施設に関する大規模改修等の適正機能維持					
第1次地域計画事業	○	○	□	◎	リサイクルプラザ藤沢、寒川広域リサイクルセンターの整備	★			○	整備済み
第2次地域計画事業	○	○	□	◎	北部2号炉増設整備事業の支援業務、茅ヶ崎焼却処理施設長寿命化・基幹的設備改良事業		★		○	整備済み
第3次地域計画事業	○	○	□	◎	北部2号炉増設整備事業、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備事業			★	○	現在、実施中
最終処分場	○	○	□		各市町の方針による					
大規模補修等を含めた施設整備面での考え方調整	○	○	◎	◎	スケジュール調整、規模調整	★			—	今後検討
事業運営方式										
収集運搬方式	○	○	□		民間活力の活用					
施設維持管理方式	○	○	□		民間活力の活用					
原価計算方式	○	○	□	◎	一般廃棄物会計基準の導入	★			×	2市1町での導入には至っていない。

新規・継続の区分 ◎:新規 □:継続
 統一項目欄 ◎:広域で統一 ○:緩やかな統一 空欄:市町独自
 ★:目標年度
 目標の評価 ○:達成 △:一部達成 ×:未達成
 ※1:あわせ産廃とは廃棄物処理法第11条2項で規定される、市町村が一般廃棄物とあわせて処理する事ができる産業廃棄物を示します。
 ※2:中間処理施設とは、ごみの焼却処理、破碎処理及び資源化処理等を行う施設で最終処分量の軽減を図ります。

3章. 広域化の主要事業及び計画目標

3. 1 広域化の主要事業

湘南東ブロックで取り組む主要事業を表 3-1 に示します。また、表 3-2 に 2 市 1 町それぞれが独自に取り組む施策と広域で取り組む施策をあわせた全体施策一覧を示します。

表 3-1 湘南東ブロックの広域化主要事業

区分	短期目標	中期目標	長期目標	
年度	令和 8 年度 (2026 年)	令和 13 年度 (2031 年)	令和 18 年度 (2036 年)	
計画人口	728,606 人	727,136 人	721,335 人	
期間	令和 4 年度～令和 8 年度	令和 9 年度～令和 13 年度	令和 14 年度～令和 18 年度	
実施計画の目標	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の 2 市 1 町は、湘南東ブロックごみ処理広域処理圏域を形成し、当該圏域の循環型社会形成を推進するため、お互いのごみ処理事業に対する取組を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業について明確にし、事業実現を目指します。			
主要事業	● 3 R 推進施策及び事業経営面の充実	● 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム構築に向けた検討	● 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム構築に向けた具体的な検討	
対象事業	ソフト面	● 各種リサイクル法の推進、定着化に向け 2 市 1 町で連携した啓発活動を図ります。 ● 事業系ごみの資源化促進のための啓発・指導を継続します。 ● ごみ処理手数料制度等の経済的負担措置制度を継続します。 ● 広域施設整備についての検討を始めるとともに、ごみ処理の現状や最終処分場等廃棄物処理施設の周知・啓発を行います。	● 広域化の検討と合わせて経済的助成措置制度の緩やかな統一を図ります。 ● 将来の広域施設整備に向けた住民参加の機会を設けます。	● 処理できないものの処理体制を整え品目統一を図ります。 ● 広域施設整備の方向性に合わせて、分別品目の統一等を検討します。
	ハード面	第 4 次地域計画 ^{*1} 事業	第 5 次地域計画事業	第 6 次地域計画事業
		● 藤沢市北部環境事業所焼却施設 1 号炉の整備方針を検討します。 ● 藤沢市北部環境事業所焼却施設 2 号炉増設工事を完了し、稼働開始します。 ● 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設を整備し、稼働開始します。 ● 石名坂環境事業所の大規模整備事業を開始します。 ● 茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設について整備方針を検討します。	● 石名坂環境事業所の大規模整備事業を完了し、稼働開始します。 ● 藤沢市北部環境事業所焼却施設 1 号炉の大規模整備事業を実施します。 ● 茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事を開始します。 ● 施設整備面での広域化・集約化の検討を行い、スケジューリング調整、規模調整等の考え方を調整します。 ● 広域化・集約化について、地域循環共生圏の考え方も踏まえた方針を検討します。	● 広域処理検討結果を踏まえた施設の整備計画の検討を進めます。 ● カーボンニュートラルに向け収集車両の EV 導入を検討します。 ● 茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事を実施し、整備します。
事業経営面	● 一般廃棄物会計基準への対応を図ります。	● 評価及び施策への反映を継続します。		

注) 令和 2 年度の湘南東ブロック人口は 727,685 人です。人口ピークは令和 7 年度 728,635 人と予測しています。

※1 地域計画とは

循環型社会形成推進交付金制度を活用して施設整備を行うために必要な湘南東ブロックの循環型社会形成推進地域計画を示すものです。計画期間を3期に分けて施設整備事業を順次実施していく予定で、その事業を第4次地域計画事業(令和4年度-令和8年度)、第5次地域計画事業(令和9年度-令和13年度)、第6次地域計画事業(令和14年度-令和18年度)とします。交付金制度は、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としています。

表 3-2 2市1町独自施策をあわせたソフト面、ハード面、事業経営面の全体施策

施策	対象		新規・継続の区分	広域で取り組む項目(統一項目)	主な項目	短期目標	中期目標	長期目標
	住民	事業者						
ソフト面	ごみの減量化・資源化方策							
	ごみの減量化(排出抑制)促進策							
	意識啓発							
					教材用ビデオ作成、シンポジウム開催、広報による情報提供、学習会の開催、体験学習の実施、施設見学の実施			
					ごみとなるものが少ない商品の販売、包装の簡素化、リサイクル商品の販売			
					製品製造計画段階での排出抑制考慮	★		
					ごみとなるものを減らす運動等(計画的消費奨励、過剰包装のお断りキャンペーン等)、地域清掃及び海岸美化運動の実施・奨励等で既存の連携事業を活用した啓発で連携	★	★	★
					マイバッグ・マイボトル使用推進、ワンウェイ容器使用抑制、リターナブルびん使用奨励等	★	★	★
					フードバンク活動・フードドライブ推進等	★	★	★
					ごみ処理の現状や最終処分場等廃棄物処理施設の周知・啓発	★	★	★
	排出抑制制度の制定							
					エコショップなどの顕彰制度実施			
					ごみ減量推進店制度の推進			
					不用品交換制度の活発化			
					交換制度の周知・宣伝			
					経済的助成措置制度の継続	★	★	★
					家庭用生ごみ処理機等設置助成			
					経済的負担措置制度の継続、緩やかな統一			★
					ごみ処理手数料の見直し			
	ごみの資源化促進方策							
	家庭系資源化方策							
					地域格差の是正、経済的助成措置制度の活用			
					家電リサイクル法や容器リサイクル法、食品リサイクル法、プラスチック資源循環促進法等の啓発	★	★	★
					将来的な広域化に向けたリサイクルセンター受入対象品目の緩やかな統一		★	
					事業系廃棄物の資源化促進	★		
					事業系の資源化促進のための啓発・指導			
					民間事業者による資源循環事業との連携体制の構築	★		
					民間事業者による資源循環事業との連携体制の構築			
					将来的な広域化に向けた分別区分の緩やかな見直し		★	★
					将来的な広域化に向けた収集体制の検討・適正化			★
					将来的な広域化に向け、処理できないものの処理体制整備を配慮			★
					将来的な広域化に向けたスケジュール調整、規模調整、用地選定、地域循環共生圏構築に向けた検討	★	★	★
					将来の施設建設候補地について、中継施設の設置の必要性も含めた検討			★
	施設整備面							
					当面、既存車両を活用するが、2050年カーボンニュートラルに向け、収集車両のEVの導入について検討			★
					第4次～第6次地域計画による事業以外の既存施設に関する大規模改修等の適正機能維持			
					北部2号炉増設整備事業、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備事業、石名坂環境事業所更新事業	★		
					石名坂環境事業所の稼働開始、広域化・集約化の検討、用地選定に向けた方針の検討		★	
					茅ヶ崎市環境事業センター焼却処理施設の延命化または更新工事、広域処理検討結果を踏まえた用地選定			★
					灰溶融施設の導入については、焼却施設の大規模改修または更新計画時に整備するか決定		★	★
					各市町の方針による			
					各市町の方針による			
事業経営面	事業運営方式							
					民間活力の活用			
					民間活力の活用			
					一般廃棄物会計基準の導入	★		

新規・継続の区分 ◎:新規 □:継続
統一項目欄 ◎:広域で統一 ○:緩やかな統一 空欄:市町独自
★:目標年度

※1:中間処理施設とは、ごみの焼却処理、破砕処理及び資源化処理等を行う施設で最終処分量の軽減を図ります。

3. 2 ごみ排出量及び処理量の予測

平成 24 年度、平成 27 年度、令和元年度の実績と、平成 27 年度から令和元年度までの実績を基に、新たな施策を実施しない場合として、過去のトレンドから統計手法を用いて将来推計した令和 8 年度、令和 13 年度、令和 18 年度の将来予測を表 3-3（その 1）、（その 2）に示します。

ごみの排出量は、これまでの施策の継続に加え、人口のピークとなる令和 7 年度以降は、人口減少に伴って、ごみの排出量も減少すると予測されます。

巻末に係関係資料として湘南東ブロック全体のごみ処理量予測を示します。

表 3-3 ごみ処理量の実績及び予測（その 1）

番号	項目	内容等	自治体名等	単位	実績			予測		
					平成24年度	平成27年度	令和元年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
								短期目標年度	中期目標年度	長期目標年度
①	行政区域内人口	2市1町の実績及び将来計画人口	藤沢市	人	416,756	423,894	434,568	441,719	443,925	443,209
			茅ヶ崎市	人	236,093	239,348	241,887	239,011	236,017	232,103
			寒川町	人	47,540	47,935	48,379	47,876	47,194	46,023
			湘南東ブロック	人	700,389	711,177	724,834	728,606	727,136	721,335
			増減率(対24年度)	%	100.0%	101.5%	103.5%	104.0%	103.8%	103.0%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	101.9%	102.5%	102.2%	101.4%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	100.5%	100.3%	99.5%
②	ごみ総量	〔家庭系ごみ 事業系ごみ〕	藤沢市	t/年	138,190	139,290	137,371	136,529	136,552	135,395
			茅ヶ崎市	t/年	73,734	71,420	70,573	67,641	66,632	65,156
			寒川町	t/年	14,842	13,925	13,888	13,438	13,246	12,905
			湘南東ブロック	t/年	226,766	224,635	221,832	217,608	216,429	213,456
			増減率(対24年度)	%	100.0%	99.1%	97.8%	96.0%	95.4%	94.1%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.8%	96.9%	96.3%	95.0%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	98.1%	97.6%	96.2%
③	家庭系ごみ	〔可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 資源化〕	藤沢市	t/年	103,422	102,380	102,701	101,232	101,293	100,327
			茅ヶ崎市	t/年	62,939	61,696	59,647	56,453	55,219	53,631
			寒川町	t/年	11,874	10,972	10,827	10,395	10,185	9,843
			湘南東ブロック	t/年	178,235	175,048	173,175	168,080	166,697	163,801
			増減率(対24年度)	%	100.0%	98.2%	97.2%	94.3%	93.5%	91.9%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.9%	96.0%	95.2%	93.6%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	97.1%	96.3%	94.6%
④	事業系ごみ	〔可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ〕	藤沢市	t/年	34,768	36,910	34,670	35,297	35,259	35,068
			茅ヶ崎市	t/年	10,795	9,724	10,926	11,188	11,413	11,525
			寒川町	t/年	2,968	2,953	3,061	3,043	3,061	3,062
			湘南東ブロック	t/年	48,531	49,587	48,657	49,528	49,733	49,655
			増減率(対24年度)	%	100.0%	102.2%	100.3%	102.1%	102.5%	102.3%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.1%	99.9%	100.3%	100.1%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	101.8%	102.2%	102.1%
⑤	年間日数	暦日		日	365	366	366	365	366	365
⑥	ごみ総量 排出量原単位 (1人1日当たり排出量)	ごみ総量÷ 行政区域内人口 ÷年間日数 ×1,000,000	藤沢市	g/人・日	908	898	864	847	840	837
			茅ヶ崎市	g/人・日	856	815	797	775	771	769
			寒川町	g/人・日	855	794	784	769	767	768
			湘南東ブロック	g/人・日	887	863	836	818	813	811
			増減率(対24年度)	%	100.0%	97.3%	94.3%	92.2%	91.7%	91.4%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	96.9%	94.8%	94.2%	94.0%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	97.8%	97.2%	97.0%
⑦	家庭系ごみ 排出量原単位 (1人1日当たり排出量)	家庭系ごみ÷ 行政区域内人口 ÷年間日数 ×1,000,000	藤沢市	g/人・日	680	660	646	628	623	620
			茅ヶ崎市	g/人・日	730	704	674	647	639	633
			寒川町	g/人・日	684	625	611	595	590	586
			湘南東ブロック	g/人・日	697	673	653	632	626	622
			増減率(対24年度)	%	100.0%	96.6%	93.7%	90.7%	89.8%	89.2%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	97.0%	93.9%	93.0%	92.4%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	96.8%	95.9%	95.3%
⑧	排出段階での 資源化量 (直接資源化量)	(1次資源化量) ^{※1}	藤沢市	t/年	32,431	31,899	30,956	30,449	30,322	29,928
			茅ヶ崎市	t/年	15,167	14,411	13,754	12,900	12,585	12,206
			寒川町	t/年	3,184	2,762	2,620	2,481	2,405	2,307
			湘南東ブロック	t/年	50,782	49,072	47,330	45,830	45,311	44,441
			増減率(対24年度)	%	100.0%	96.6%	93.2%	90.2%	89.2%	87.5%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	93.2%	93.4%	92.3%	90.6%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	96.8%	95.7%	93.9%

※1 1次資源化量とは、排出段階の分別により、資源として回収される量です。

表 3-3 ごみ処理量の実績及び予測（その 2）

番号	項目	内容等	自治体名等	単位	実績			予測		
					平成24年度	平成27年度	令和元年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
								短期目標年度	中期目標年度	長期目標年度
⑨	焼却処理量	家庭系可燃 事業系可燃 破碎残渣 資源残渣	藤沢市	t/年	104,444	105,201	102,802	103,822	103,938	103,175
			茅ヶ崎市	t/年	58,183	56,635	56,310	54,215	53,518	52,434
			寒川町	t/年	10,879	11,106	11,151	10,850	10,735	10,496
			湘南東ブロック	t/年	173,506	172,942	170,263	168,886	168,191	166,105
			増減率(対24年度)	%	100.0%	99.7%	98.1%	97.3%	96.9%	95.7%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.5%	97.7%	97.3%	96.0%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	99.2%	98.8%	97.6%
⑩	焼却灰資源化量	溶融 焼成 エコメント 焼却磁選物	藤沢市	t/年	12,820	11,591	11,027	12,984	13,001	12,911
			茅ヶ崎市	t/年	998	1,143	1,054	3,969	5,301	7,517
			寒川町	t/年	0	999	1,091	1,136	1,124	1,099
			湘南東ブロック	t/年	13,818	13,733	13,172	18,089	19,425	21,527
			増減率(対24年度)	%	100.0%	99.4%	95.3%	130.9%	140.6%	155.8%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	95.9%	131.7%	141.4%	156.8%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	137.3%	147.5%	163.4%
⑪	不燃・粗大 処理量	家庭系不燃 事業系不燃 家庭系粗大 事業系粗大	藤沢市	t/年	13,837	13,550	14,361	13,676	13,769	13,709
			茅ヶ崎市	t/年	6,423	5,882	6,382	5,849	5,793	5,651
			寒川町	t/年	1,568	1,570	1,757	1,691	1,674	1,633
			湘南東ブロック	t/年	21,828	21,002	22,500	21,216	21,236	20,993
			増減率(対24年度)	%	100.0%	96.2%	103.1%	97.2%	97.3%	96.2%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	107.1%	101.0%	101.1%	100.0%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	94.3%	94.4%	93.3%
⑫	中間処理後 資源化量	(2次資源化量) ^{※2}	藤沢市	t/年	14,406	13,618	13,362	15,243	15,285	15,191
			茅ヶ崎市	t/年	2,157	2,167	2,089	5,020	6,341	8,532
			寒川町	t/年	31	1,136	1,226	1,282	1,269	1,243
			湘南東ブロック	t/年	16,594	16,921	16,677	21,545	22,895	24,966
			増減率(対24年度)	%	100.0%	102.0%	100.5%	129.8%	138.0%	150.4%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.6%	127.3%	135.3%	147.5%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	129.2%	137.3%	149.7%
⑬	総資源化量	1次資源化量 2次資源化量	藤沢市	t/年	46,838	45,518	44,317	45,692	45,607	45,119
			茅ヶ崎市	t/年	17,324	16,578	15,843	17,919	18,925	20,738
			寒川町	t/年	3,215	3,898	3,846	3,763	3,674	3,550
			湘南東ブロック	t/年	67,377	65,994	64,006	67,374	68,206	69,407
			増減率(対24年度)	%	100.0%	97.9%	95.0%	100.0%	101.2%	103.0%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	97.0%	102.1%	103.4%	105.2%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	105.3%	106.6%	108.4%
⑭	最終処分量		藤沢市	t/年	222	305	361	249	251	249
			茅ヶ崎市	t/年	7,379	7,063	7,018	3,803	2,372	0
			寒川町	t/年	2,521	700	390	444	440	430
			湘南東ブロック	t/年	10,123	8,068	7,769	4,495	3,062	679
			増減率(対24年度)	%	100.0%	79.7%	76.7%	44.4%	30.2%	6.7%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	96.3%	55.7%	38.0%	8.4%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	57.9%	39.4%	8.7%

※2 2次資源化量とは、破碎、選別、焼却等により資源として回収される量です。

3. 3 ごみの減量目標等

3. 2のごみ排出量等の予測に対して、2市1町では、それぞれが実施している施策の継続・新たな展開と広域での共同施策展開により、より一層のごみの排出抑制・減量化を進めていく予定です。

具体的には、家庭系ごみは、生ごみ処理機の普及拡大、経済的負担措置の活用（令和4年度から茅ヶ崎市でごみ処理有料化開始）、マイバッグ・マイボトルの使用推進、フードバンク、フードドライブの推進や食品を無駄にしない計画的購入の推進等によりごみ減量意識を高め、ごみの排出抑制・減量化を行います。

事業系ごみは、多量排出事業者への減量化の協力要請、展開検査の強化、ごみ処理料金の改定による排出抑制、事業者への資源ごみ処理委託の奨励やフードバンク等への寄付の推奨、食品リサイクル施設等民間施設への誘導等による資源化を推奨し、ごみの排出抑制・減量化、資源化を行います。

これらの取組を踏まえた目標達成時の将来予測を以下に示します。
 詳細な目標値は巻末に関係資料として示します。

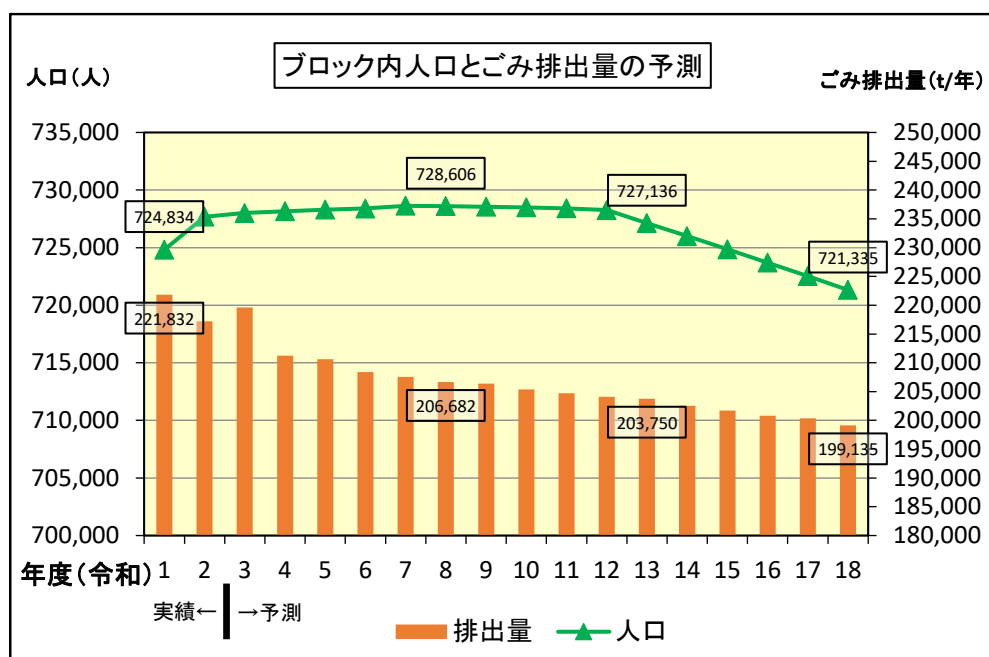


図 3-1 ブロック内人口とごみ排出量の予測

表 3-4 ごみ排出量の予測（その 1：令和 10 年度まで）

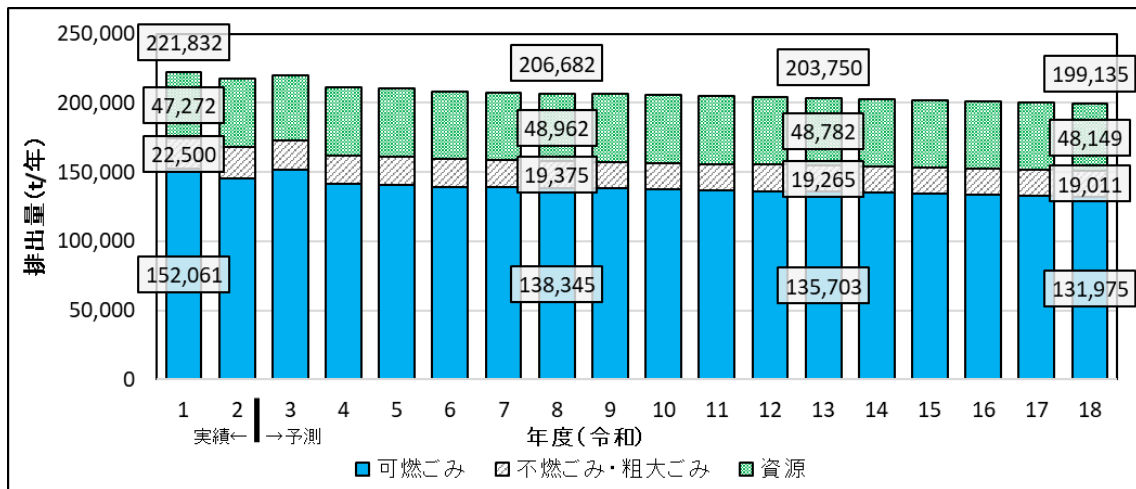
項目\年度(令和)	実績		予測							
	基準年							短期目標		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ブロック内人口	724,834	727,685	728,014	728,170	728,303	728,404	728,635	728,606	728,553	728,494
湘南東ブロック	221,832	217,224	219,611	211,241	210,644	208,416	207,569	206,682	206,394	205,366
可燃ごみ	152,061	145,377	151,392	141,236	140,911	139,303	138,838	138,345	137,968	137,200
不燃ごみ・粗大ごみ	22,500	22,864	21,066	20,599	20,307	19,982	19,679	19,375	19,379	19,324
資源	47,272	48,983	47,153	49,406	49,426	49,131	49,052	48,962	49,047	48,842
藤沢市	137,371	133,325	136,847	136,527	136,433	134,905	134,642	134,363	134,300	133,836
可燃ごみ	92,055	86,857	92,496	92,210	92,023	90,610	90,334	90,061	89,880	89,518
不燃ごみ・粗大ごみ	14,361	14,449	13,587	13,575	13,575	13,554	13,546	13,537	13,540	13,519
資源	30,956	32,019	30,764	30,742	30,835	30,741	30,761	30,765	30,879	30,799
茅ヶ崎市	70,573	70,131	69,077	61,095	60,629	60,044	59,532	59,031	58,881	58,427
可燃ごみ	50,486	49,220	49,489	39,658	39,540	39,422	39,304	39,186	39,072	38,757
不燃ごみ・粗大ごみ	6,382	6,536	5,772	5,320	5,031	4,734	4,440	4,146	4,149	4,119
資源	13,705	14,375	13,816	16,116	16,058	15,888	15,787	15,698	15,661	15,551
寒川町	13,888	13,768	13,687	13,620	13,582	13,468	13,396	13,288	13,213	13,102
可燃ごみ	9,520	9,300	9,406	9,368	9,347	9,271	9,200	9,098	9,016	8,924
不燃ごみ・粗大ごみ	1,757	1,879	1,707	1,704	1,701	1,694	1,693	1,691	1,691	1,686
資源	2,611	2,589	2,573	2,548	2,533	2,503	2,503	2,499	2,507	2,492

表 3-4 ごみ排出量の予測（その 2：令和 18 年度まで）

項目\年度(令和)	実績		予測							
	基準年		中期目標					長期目標		
	1	2	11	12	13	14	15	16	17	18
ブロック内人口	724,834	727,685	728,412	728,260	727,136	725,999	724,855	723,704	722,534	721,335
湘南東ブロック	221,832	217,224	204,734	204,107	203,750	202,516	201,671	200,831	200,374	199,135
可燃ごみ	152,061	145,377	136,641	136,087	135,703	134,790	134,080	133,375	132,871	131,975
不燃ごみ・粗大ごみ	22,500	22,864	19,300	19,274	19,265	19,199	19,161	19,123	19,115	19,011
資源	47,272	48,983	48,793	48,745	48,782	48,527	48,431	48,334	48,389	48,149
藤沢市	137,371	133,325	133,583	133,337	133,234	132,591	132,157	131,722	131,501	130,871
可燃ごみ	92,055	86,857	89,249	88,981	88,806	88,310	87,907	87,503	87,193	86,700
不燃ごみ・粗大ごみ	14,361	14,449	13,512	13,505	13,503	13,479	13,466	13,453	13,453	13,429
資源	30,956	32,019	30,821	30,851	30,925	30,801	30,784	30,766	30,855	30,741
茅ヶ崎市	70,573	70,131	58,144	57,867	57,701	57,233	56,929	56,629	56,488	56,006
可燃ごみ	50,486	49,220	38,555	38,359	38,236	37,914	37,699	37,488	37,381	37,074
不燃ごみ・粗大ごみ	6,382	6,536	4,106	4,093	4,090	4,056	4,038	4,020	4,018	3,949
資源	13,705	14,375	15,483	15,415	15,375	15,263	15,192	15,121	15,089	14,983
寒川町	13,888	13,768	13,008	12,903	12,815	12,692	12,586	12,480	12,385	12,258
可燃ごみ	9,520	9,300	8,837	8,747	8,661	8,566	8,475	8,384	8,297	8,200
不燃ごみ・粗大ごみ	1,757	1,879	1,682	1,677	1,672	1,663	1,656	1,649	1,643	1,633
資源	2,611	2,589	2,489	2,480	2,482	2,463	2,455	2,447	2,445	2,425

(1) ごみの排出量の減量目標

ごみの排出量は、令和元年度で 221,832 トンです。ブロック全体としては令和 7 年度までは人口増加に伴うごみ排出量の増加が見込まれる一方で、令和 4 年度から茅ヶ崎市でのごみ処理有料化が開始されることに加え、分別の徹底や家庭用生ごみ処理機等の助成等、排出抑制への協力を継続することにより、令和 18 年度には 199,135 トン、令和元年度から 22,697 トンを削減し、約 10%の減量を目指します。



ごみの排出量 = 収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

図 3-2 ごみの排出量の減量目標

(2) ごみ排出量原単位の減量目標

1 人 1 日当たり排出量（原単位）の実績は、令和元年度で 836 g / 人・日です。

排出抑制・減量化により令和 18 年度には 756 g / 人・日、令和元年度に対して 80 g / 人・日、約 9 % の減量を目指します。

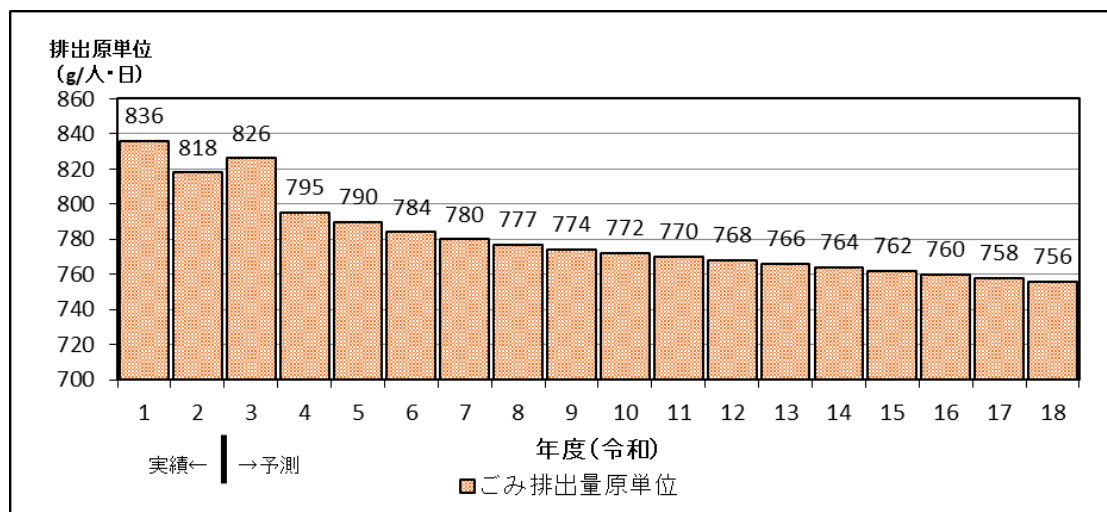
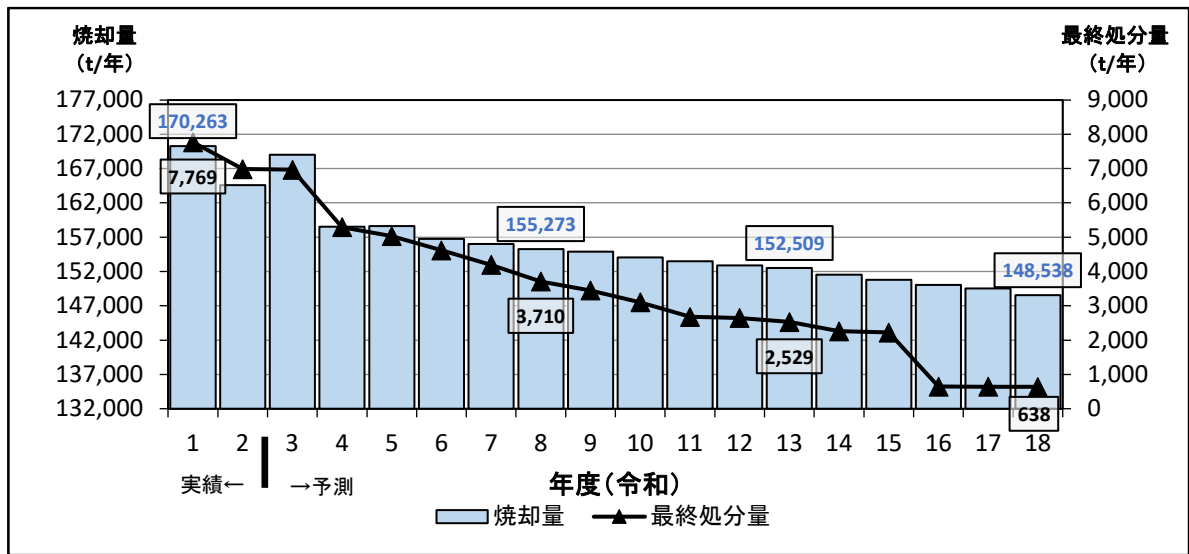


図 3-3 ごみ排出量原単位の減量目標

(3) 焼却量及び最終処分量の減量目標

ブロック全体での焼却量は、令和元年度で 170,263 トンです。排出抑制、減量化、資源化の継続等により令和 18 年度には 148,538 トン、令和元年度から 21,725 トン、約 13%の減量を目指します。

最終処分量は、令和元年度で 7,769 トンです。今後、焼却灰等の資源化割合を高め令和 18 年度は 638 トンと、令和元年度から 7,131 トン、約 92%の減量を目指します。



焼却量 = 可燃ごみ量 + 破碎処理施設からの可燃残渣量

最終処分量 = 焼却残渣量 - 熔融スラグ化量

図 3-4 焼却量と最終処分量の減量目標

(4) 減量目標設定値

減量施策を講じた場合の減量目標設定値一覧を表 3-5 に、減量目標達成時の細項目の予測を表 3-6 (その1) (その2) に示します。

表 3-5 減量目標設定値

	項目		基準年度	短期	中期	長期
			2019年度	2026年度	2031年度	2036年度
			令和元年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
湘南東ブロック	排出量	t/年	221,832	206,682	203,750	199,135
	対R1比	%	100.0	93.2	91.8	89.8
	排出量原単位	g/人・日	836.19	777.17	765.6	756.34
	対R1比	%	100.0	92.9	91.6	90.5
	焼却量	t/年	170,263	155,273	152,509	148,538
	対R1比	%	100.0	91.2	89.6	87.2
	最終処分量	t/年	7,769	3,710	2,529	638
対R1比	%	100.0	47.7	32.6	8.2	
藤沢市	排出量	t/年	137,371	134,363	133,234	130,871
	対R1比	%	100.0	97.8	97.0	95.3
	排出量原単位	g/人・日	863.69	833.37	820.02	808.98
	対R1比	%	100.0	96.5	94.9	93.7
	焼却量	t/年	102,802	101,450	100,160	97,986
	対R1比	%	100.0	98.7	97.4	95.3
	最終処分量	t/年	360.8	245.1	243.8	242.4
対R1比	%	100.0	67.9	67.6	67.2	
茅ヶ崎市	排出量	t/年	70,573	59,031	57,701	56,006
	対R1比	%	100.0	83.6	81.8	79.4
	排出量原単位	g/人・日	797.16	676.66	667.96	661.08
	対R1比	%	100.0	84.9	83.8	82.9
	焼却量	t/年	56,310	43,180	42,172	40,881
	対R1比	%	100.0	76.7	74.9	72.6
	最終処分量	t/年	7,018	3,029	1,869	0
対R1比	%	100.0	43.2	26.6	0.0	
寒川町	排出量	t/年	13,888	13,288	12,815	12,258
	対R1比	%	100.0	95.7	92.3	88.3
	排出量原単位	g/人・日	784.32	760.36	742.15	729.71
	対R1比	%	100.0	96.9	94.6	93.0
	焼却量	t/年	11,151	10,643	10,177	9,671
	対R1比	%	100.0	95.4	91.3	86.7
	最終処分量	t/年	390	436	417	396
対R1比	%	100.0	111.8	106.9	101.6	

表 3-6 減量目標達成時の予測（その1）

番号	項目	内容等	自治体名等	単位	実績			目標達成時の予測		
					平成24年度	平成27年度	令和元年度	令和8年度 短期目標年度	令和13年度 中期目標年度	令和18年度 長期目標年度
①	行政区域内人口	2市1町の実績及び 将来計画人口	藤沢市	人	416,756	423,894	434,568	441,719	443,925	443,209
			茅ヶ崎市	人	236,093	239,348	241,887	239,011	236,017	232,103
			寒川町	人	47,540	47,935	48,379	47,876	47,194	46,023
			湘南東ブロック	人	700,389	711,177	724,834	728,606	727,136	721,335
			増減率(対24年度)	%	100.0%	101.5%	103.5%	104.0%	103.8%	103.0%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	101.9%	102.5%	102.2%	101.4%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	100.5%	100.3%	99.5%
②	ごみ総量	〔家庭系ごみ 事業系ごみ〕	藤沢市	t/年	138,190	139,290	137,371	134,363	133,234	130,871
			茅ヶ崎市	t/年	73,734	71,420	70,573	59,031	57,701	56,006
			寒川町	t/年	14,842	13,925	13,888	13,288	12,815	12,258
			湘南東ブロック	t/年	226,766	224,635	221,832	206,682	203,750	199,135
			増減率(対24年度)	%	100.0%	99.1%	97.8%	91.1%	89.9%	87.8%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.8%	92.0%	90.7%	88.6%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	93.2%	91.8%	89.8%
③	家庭系ごみ	〔可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 資源化〕	藤沢市	t/年	103,422	102,380	102,701	100,104	99,015	97,526
			茅ヶ崎市	t/年	62,939	61,696	59,647	48,293	47,050	45,447
			寒川町	t/年	11,874	10,972	10,827	10,277	9,825	9,288
			湘南東ブロック	t/年	178,235	175,048	173,175	158,674	155,890	152,261
			増減率(対24年度)	%	100.0%	98.2%	97.2%	89.0%	87.5%	85.4%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.9%	90.6%	89.1%	87.0%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	91.6%	90.0%	87.9%
④	事業系ごみ	〔可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ〕	藤沢市	t/年	34,768	36,910	34,670	34,259	34,219	33,345
			茅ヶ崎市	t/年	10,795	9,724	10,926	10,738	10,652	10,559
			寒川町	t/年	2,968	2,953	3,061	3,010	2,990	2,970
			湘南東ブロック	t/年	48,531	49,587	48,657	48,007	47,861	46,874
			増減率(対24年度)	%	100.0%	102.2%	100.3%	98.9%	98.6%	96.6%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.1%	96.8%	96.5%	94.5%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	98.7%	98.4%	96.3%
⑤	年間日数	暦日	日	365	366	366	365	366	365	
⑥	ごみ総量 排出量原単位 (1人1日当たり排出量)	ごみ総量÷ 行政区域内人口 ÷年間日数 ×1,000,000	藤沢市	g/人・日	908	898	864	833	820	809
			茅ヶ崎市	g/人・日	856	815	797	677	668	661
			寒川町	g/人・日	855	794	784	760	742	730
			湘南東ブロック	g/人・日	887	863	836	777	766	756
			増減率(対24年度)	%	100.0%	97.3%	94.3%	87.6%	86.4%	85.2%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	96.9%	90.0%	88.8%	87.6%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	92.9%	91.6%	90.4%
⑦	家庭系ごみ 排出量原単位 (1人1日当たり排出量)	家庭系ごみ÷ 行政区域内人口 ÷年間日数 ×1,000,000	藤沢市	g/人・日	680	660	646	621	609	603
			茅ヶ崎市	g/人・日	730	704	674	554	545	536
			寒川町	g/人・日	684	625	611	588	569	553
			湘南東ブロック	g/人・日	697	673	653	597	586	578
			増減率(対24年度)	%	100.0%	96.6%	93.7%	85.7%	84.1%	82.9%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	97.0%	88.7%	87.1%	85.9%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	91.4%	89.7%	88.5%
⑧	排出段階での 資源化量 (直接資源化量)	(1次資源化量) ^{※1}	藤沢市	t/年	32,431	31,899	30,956	30,765	30,925	30,741
			茅ヶ崎市	t/年	15,167	14,411	13,754	15,729	15,405	15,012
			寒川町	t/年	3,184	2,762	2,620	2,507	2,491	2,434
			湘南東ブロック	t/年	50,782	49,072	47,330	49,001	48,822	48,187
			増減率(対24年度)	%	100.0%	96.6%	93.2%	96.5%	96.1%	94.9%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	93.2%	99.9%	99.5%	98.2%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	103.5%	103.2%	101.8%

※1 1次資源化量とは、排出段階の分別により、資源として回収される量です。

表 3-6 減量目標達成時の予測（その2）

番号	項目	内容等	自治体名等	単位	実績			予測		
					平成24年度	平成27年度	令和元年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
								短期目標年度	中期目標年度	長期目標年度
⑨	焼却処理量	家庭系可燃 事業系可燃 破碎残渣 資源残渣	藤沢市	t/年	104,444	105,201	102,802	101,450	100,160	97,986
			茅ヶ崎市	t/年	58,183	56,635	56,310	43,180	42,172	40,881
			寒川町	t/年	10,879	11,106	11,151	10,643	10,177	9,671
			湘南東ブロック	t/年	173,506	172,942	170,263	155,273	152,509	148,538
			増減率(対24年度)	%	100.0%	99.7%	98.1%	89.5%	87.9%	85.6%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.5%	89.8%	88.2%	85.9%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	91.2%	89.6%	87.2%
⑩	焼却灰資源化量	溶融 焼成 エコセメント 焼却磁選物	藤沢市	t/年	12,820	11,591	11,027	12,691	12,544	12,280
			茅ヶ崎市	t/年	998	1,143	1,054	3,162	4,177	5,861
			寒川町	t/年	0	999	1,091	1,114	1,065	1,012
			湘南東ブロック	t/年	13,818	13,733	13,172	16,966	17,786	19,153
			増減率(対24年度)	%	100.0%	99.4%	95.3%	122.8%	128.7%	138.6%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	95.9%	123.5%	129.5%	139.5%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	128.8%	135.0%	145.4%
⑪	不燃・粗大 処理量	家庭系不燃 事業系不燃 家庭系粗大 事業系粗大	藤沢市	t/年	13,837	13,550	14,361	13,537	13,503	13,429
			茅ヶ崎市	t/年	6,423	5,882	6,382	4,146	4,090	3,949
			寒川町	t/年	1,568	1,570	1,757	1,691	1,672	1,633
			湘南東ブロック	t/年	21,828	21,002	22,500	19,375	19,265	19,011
			増減率(対24年度)	%	100.0%	96.2%	103.1%	88.8%	88.3%	87.1%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	107.1%	92.3%	91.7%	90.5%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	86.1%	85.6%	84.5%
⑫	中間処理後 資源化量	(2次資源化量) ^{※2}	藤沢市	t/年	14,406	13,618	13,362	14,944	14,800	14,529
			茅ヶ崎市	t/年	2,157	2,167	2,089	3,907	4,912	6,571
			寒川町	t/年	31	1,136	1,226	1,260	1,211	1,156
			湘南東ブロック	t/年	16,594	16,921	16,677	20,110	20,923	22,256
			増減率(対24年度)	%	100.0%	102.0%	100.5%	121.2%	126.1%	134.1%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.6%	118.8%	123.7%	131.5%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	120.6%	125.5%	133.5%
⑬	総資源化量	1次資源化量 2次資源化量	藤沢市	t/年	46,838	45,518	44,317	45,709	45,725	45,270
			茅ヶ崎市	t/年	17,324	16,578	15,843	19,636	20,317	21,583
			寒川町	t/年	3,215	3,898	3,846	3,767	3,702	3,590
			湘南東ブロック	t/年	67,377	65,994	64,006	69,112	69,745	70,443
			増減率(対24年度)	%	100.0%	97.9%	95.0%	102.6%	103.5%	104.6%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	97.0%	104.7%	105.7%	106.7%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	108.0%	109.0%	110.1%
⑭	最終処分量		藤沢市	t/年	222	305	361	245	244	242
			茅ヶ崎市	t/年	7,379	7,063	7,018	3,029	1,869	0
			寒川町	t/年	2,521	700	390	436	417	396
			湘南東ブロック	t/年	10,123	8,068	7,769	3,710	2,529	638
			増減率(対24年度)	%	100.0%	79.7%	76.7%	36.6%	25.0%	6.3%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	96.3%	46.0%	31.4%	7.9%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	47.7%	32.6%	8.2%

※2 2次資源化量とは、破碎、選別、焼却等により資源として回収される量です。

(5) 参考指標

「2. 4 平成 28 年度改訂計画目標年度の評価」に記載のとおり、必ずしも市町で把握できる資源化量だけの評価が資源化の実態を反映できていないものの、資源循環の動向を継続把握するため、引き続き、総資源化量を把握するとともに、新たにリサイクル率を参考指標として整理します。

分別の徹底による資源化量の増加、焼却残渣の資源化の促進等による総資源化量の増加に加え、ごみの排出量を削減することで、リサイクル率の向上が予想されます。

表 3-7 資源循環に関する参考指標

	項目		基準年度	短期	中期	長期
			2019年度	2026年度	2031年度	2036年度
			令和元年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
湘南東ブロック	ごみ総排出量	t/年	221,832	206,682	203,750	199,135
	総資源化量	t/年	64,006	69,112	69,745	70,443
	対R1比	%	100.00	107.98	108.97	110.06
	リサイクル率	%	28.85	33.44	34.23	35.37
	対R1比	%	100.00	115.89	118.64	122.60
藤沢市	ごみ総排出量	t/年	137,371	134,363	133,234	130,871
	総資源化量	t/年	44,317	45,709	45,725	45,270
	対R1比	%	100.00	103.14	103.18	102.15
	リサイクル率	%	32.26	34.02	34.32	34.59
	対R1比	%	100.00	105.45	106.38	107.22
茅ヶ崎市	ごみ総排出量	t/年	70,573	59,031	57,701	56,006
	総資源化量	t/年	15,843	19,636	20,317	21,583
	対R1比	%	100.00	123.94	128.24	136.23
	リサイクル率	%	22.45	33.26	35.21	38.54
	対R1比	%	100.00	148.17	156.85	171.66
寒川町	ごみ総排出量	t/年	13,888	13,288	12,815	12,258
	総資源化量	t/年	3,846	3,767	3,702	3,590
	対R1比	%	100.00	97.95	96.26	93.34
	リサイクル率	%	27.69	28.35	28.89	29.29
	対R1比	%	100.00	102.37	104.32	105.75

注) リサイクル率＝総資源化量/ごみの総排出量

また、2050年カーボンニュートラルに向け、現時点における目標指標の設定が困難なため、表3-8の項目について、参考指標として整理します。

表3-8 カーボンニュートラルに関する参考指標

地域	区分	参考指標	単位	基準年度	短期	中期	長期
				2019年度	2026年度	2031年度	2036年度
				令和元年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
湘南東ブロック	非エネルギー起源CO ₂ 排出量対策	一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	73,587	64,590	62,897	60,716
		家庭系可燃ごみのプラスチック類焼却に伴う温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	17,913	13,399	12,906	12,354
		指定袋のバイオマス化による削減効果	バイオマス比率	%	-	-	-
	エネルギー起源CO ₂ 排出量対策	削減量	t-CO ₂ /年	0	248	243	237
		廃棄物発電量	発電量	mwh/年	55,013	66,034	65,478
		削減効果	t-CO ₂ /年	25,746	30,177	29,924	29,623
	藤沢市	非エネルギー起源CO ₂ 排出量対策	一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	44,114	36,896	35,962
家庭系可燃ごみのプラスチック類焼却に伴う温室効果ガス排出量			t-CO ₂ /年	6,693	5,041	4,862	4,683
指定袋のバイオマス化による削減効果			バイオマス比率	%	0	25	25
エネルギー起源CO ₂ 排出量対策		削減量	t-CO ₂ /年	0	184	180	176
		廃棄物発電量	発電量	mwh/年	34,063	49,040	48,950
		削減効果	t-CO ₂ /年	15,941	22,411	22,370	22,329
茅ヶ崎市	非エネルギー起源CO ₂ 排出量対策	一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	24,601	22,218	21,699	21,035
		家庭系可燃ごみのプラスチック類焼却に伴う温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	9,141	6,599	6,405	6,164
		指定袋のバイオマス化による削減効果	バイオマス比率 (家庭系)	%	0	10	10
	エネルギー起源CO ₂ 排出量対策	削減量	t-CO ₂ /年	0	65	63	61
		廃棄物発電量	発電量	mwh/年	17,488	13,633	13,315
		削減効果	t-CO ₂ /年	8,184	6,230	6,085	5,899
寒川町	非エネルギー起源CO ₂ 排出量対策	一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	4,872	5,476	5,236	4,976
		家庭系可燃ごみのプラスチック類焼却に伴う温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	2,079	1,759	1,639	1,508
		指定袋のバイオマス化による削減効果	バイオマス比率	%	0	0	0
	エネルギー起源CO ₂ 排出量対策	削減量	t-CO ₂ /年	0	0	0	0
		廃棄物発電量	発電量	mwh/年	3,463	3,360	3,213
		削減効果	t-CO ₂ /年	1,621	1,536	1,468	1,395

注) 廃棄物発電による削減効果は発電量にCO₂排出係数を乗じて算出しています。CO₂排出係数は環境省が公表している「電気事業者別排出係数」の東京電力エナジーパートナー(株)の数値を使用し、将来については令和2年度の係数を使用しています。

エネルギー起源CO₂排出量対策の考え方

廃棄物発電で得られた電力を外部供給することで、一般市場における化石燃料由来の電力使用量抑制につながります。

現時点では、将来の施設配置の条件によって、外部供給量は変わるため、総発電量で整理しています。

4章. 計画目標達成のための取組

4. 1 減量化・資源化に係る取組

(1) 減量化・資源化の方針

方針1 減量化・資源化の推進を図ります。

短期目標年度、中期目標年度、長期目標年度における減量化の目標を達成することを目指します。

茅ヶ崎市においては、家庭系ごみ有料化や剪定枝の資源化などの新しい施策の導入効果が継続するよう周知徹底を図ります。

2市1町では、特に、可燃ごみ中のプラスチックごみと食品廃棄物を重点品目とします。家庭系可燃ごみ中のプラスチックごみに対しては、これまで進めているマイバッグ・マイボトル使用推進、ワンウェイ容器使用抑制、リターナブルびん使用奨励等に加え、地域清掃及び海岸美化運動の実施・奨励等を通して2市1町で連携した啓発を進めます。食品廃棄物に対しては、フードバンクやフードドライブの推進、食品を無駄にしない計画的購入の推進を行います。事業系可燃ごみの食品廃棄物は、事業者へのフードバンク等への寄付の推奨や食品リサイクル施設等民間施設への誘導により、食品廃棄物の減量化・資源化の推進を図ります。

また、住民に対して各市町におけるごみ処理の現状や最終処分場等廃棄物処理施設の周知・啓発を図ります。

方針2 各自治体の減量化・資源化に対する取組を尊重します。

2市1町それぞれが実施してきたごみの発生抑制、排出抑制、資源化の取組を尊重します。

3Rの推進を今後も積極的に展開していきます。

ごみの減量化に関しては、家庭用生ごみ処理機の普及拡大、事業系廃棄物を排出する事業者責任としてのごみ減量意識を高める活動の展開、ごみ減量推進店制度の積極活用について、2市1町それぞれが重点的に取り組みます。

資源化に関しては、資源物の収集品目の増加、粗大ごみ処理施設の整備、分別の徹底、焼却残渣の資源化について2市1町が重点的に取り組みます。

方針3 広域的に取り組むことが住民サービスにつながる事業を推進します。

住民サービスの充実という視点から広域的に取り組むことが、排出抑制やリサイクルの促進につながり、なおかつ実行の可能性が高いと判断される施策を対象事業範囲とします。

湘南東ブロックが取り組む排出抑制やリサイクルの促進につながる減量化・資源化施策は次のとおりとします。

[ソフト面]

- ①生産者意識の向上（製品製造計画段階での排出抑制考慮
・・・拡大生産者責任の働きかけを行う）
- ②自発的行動促進等啓発事業の連携
- ③経済的助成措置制度の継続
- ④経済的負担措置制度の継続、緩やかな統一
- ⑤各種リサイクル法の推進、定着化
- ⑥自治体による資源回収品目の充実
- ⑦事業系廃棄物の資源化促進
- ⑧民間事業者との連携による資源循環を促進

[ハード面]

- ①中間処理施設の整備
- ②その他資源化促進に関する施設整備等

(2) 減量化・資源化実施工程

広域で取り組む減量化・資源化施策実施工程を表 4-1 (1/2) (2/2) に示します。

表 4-1 広域で取り組む減量化・資源化実施工程 (1/2)

施策	内容	目標年度		
		短期	中期	長期
		R8	R13	R18
[ソフト面]				
①生産者意識の向上	○製品製造計画段階での排出抑制考慮 公益社団法人全国都市清掃会議等の全国組織を通じて、拡大生産者責任*を明確にしていくことを要望します。 ○多量排出事業者への指導を通じた、啓発を行います。	○		
②自発的行動促進等啓発事業の連携	○既存の連携事業を活用し、廃棄物分野の啓発でも連携を図ります。 これまでの取組に加え、フードバンク活動推進、フードドライブ推進、地域清掃及び海岸美化運動の実施・奨励等での連携を行います。 ○各市町におけるごみ処理の現状や最終処分場等廃棄物処理施設の周知・啓発を図ります。	○	○	○
③経済的助成措置制度の継続	○生ごみ処理機等設置に対する助成制度を継続します。	○	○	○
④経済的負担措置制度の継続、緩やかな統一	○現行で行っている家庭系ごみ、事業系ごみの処理料金制度は2市1町それぞれで取組が異なりますが、当面の間はそれぞれの制度を継続します。 ○料金等に関して緩やかな統一を図ります。			○
⑤各種リサイクル法の推進、定着化	○家電リサイクル法や容器包装リサイクル法、食品リサイクル法等の周知徹底を図り、リサイクルの推進、定着を図ります。	○	○	○
⑥自治体による資源回収品目の充実	○新たな資源化対象について検討します。		○	
⑦事業系廃棄物の資源化促進	○事業所に対して啓発・指導を行い資源回収の促進を図ります。 ○展開検査を強化します。	○		
⑧民間事業者との連携による資源循環を促進	○資源物の回収等を進める事業者と連携し、市町の回収ルート以外の排出先の選択肢を増やすことで、住民が利用しやすい手段で資源回収を進め、地域全体の資源化を促進します。	○		

*拡大生産者責任 (EPR=Extended Producer Responsibility) とは
製造・販売元である事業者の物理的、経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階まで拡大されるしくみ

表 4-1 広域で取り組む減量化・資源化施策実施工程（2/2）

施策	内容	目標年度		
		短期	中期	長期
		R8	R13	R18
[ハード面]				
①中間処理施設の整備	<p>○第4次地域計画事業として茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設を整備します。</p> <p>○第4次から第5次にかけての地域計画事業として石名坂環境事業所の大規模整備事業を行います。</p> <p>○第5次地域計画事業として、北部環境事業所1号炉の大規模整備工事を行います。</p> <p>○リサイクルプラザ藤沢、寒川広域リサイクルセンターの令和13年度以降のあり方、集約化の可能性を検討します。</p> <p>○第6次地域計画事業として、茅ヶ崎市環境事業センター焼却処理施設の延命化または更新事業を行います。</p>	○	○	○
②その他資源化促進に関する施設整備等	<p>○外部委託による溶融処理を継続します。この際、リスク回避のため複数施設への委託を基本とします。灰溶融施設の導入については、焼却施設の大規模改修または更新計画時に整備するか決定します。</p>		○	○

4. 2 収集運搬に係る取組

(1) 収集運搬の方針

方針1 ごみの分別区分に対応する収集運搬を2市1町それぞれで行います。

将来的な広域施設整備が行われる時期には、ごみの分別区分を統一し、住民サービスの充実を図ります。

現在2市1町の分別区分は、大きく分けて「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「大型ごみ」、「資源」の4区分となっていますが、特に「資源」について、2市1町での品目の統一を検討します。

方針2 広域的に取り組むことが住民サービスにつながる事業を推進します。

広域で取り組むことが、住民サービスの向上につながる事業を検討します。

また、広域化により収集運搬の効率化、事業費削減にもつながる取組を推進します。

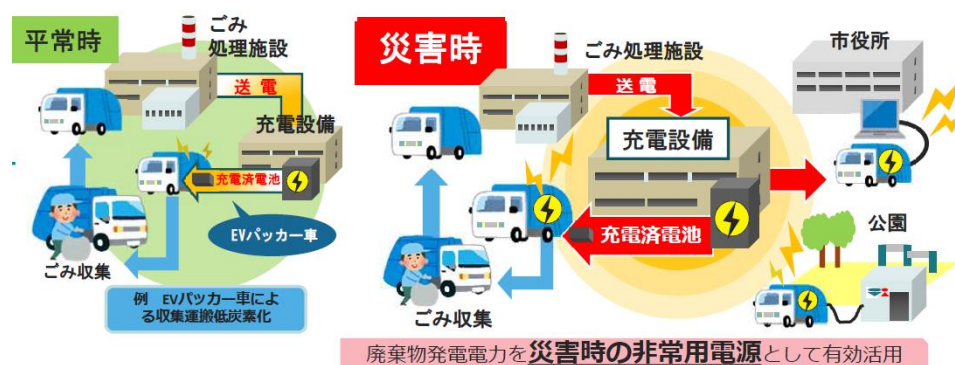
湘南東ブロックが取り組む収集運搬の計画は次のとおりとします。

[ソフト面]

- ①将来的な広域化に合わせて収集ごみ、直接搬入ごみの区分の緩やかな統一を検討します。
- ②将来的な広域化に合わせて収集体制について検討します。
- ③将来的な広域化に合わせて処理できないものの品目の緩やかな統一を検討します。

[ハード面]

- ①将来的なカーボンニュートラル、災害対応を見据え、収集車両のEV導入について検討を行います。
- ②収集運搬効率を考慮した施設建設候補地の検討を行います。その際、収集運搬経費や自己搬入者の利用状況なども踏まえ、中継施設の設置についても検討することとします。



(出典) 環境省資料

(2) 収集運搬実施工程

広域で取り組む収集運搬実施工程を表 4-2 に示します。

表 4-2 広域で取り組む収集運搬実施工程

施策	内容	目標年度		
		短期	中期	長期
		R8	R13	R18
[ソフト面]				
①処理対象ごみの分別区分の統一	○住民サービスの統一という点で、将来的な広域ごみ処理施設の整備に向けて、ごみの区分の統一を目指します。		○	○
②収集体制の検討	○将来的な広域化に合わせて収集体制の検討を行います。			○
③処理できないものの品目統一	○住民サービスの統一を図るため、将来的な広域化に合わせて処理できないもの等分別品目の緩やかな統一を目指します。			○
[ハード面]				
①収集車両のEV導入の検討	○2050年カーボンニュートラルに向け、収集車両のEVの導入について検討します。 災害時の移動式の非常用電源としての活用も想定し、各市町の防災部局とも連携します。			○
②施設建設候補地及び中継施設の検討	○将来の施設建設候補地の検討を行います。その際、中継施設の設置の必要性も含めて検討します。			○

4. 3 中間処理・最終処分に係る取組

(1) 中間処理・最終処分の方針

方針1 「リサイクル推進型+焼却エネルギー利用・最終処分場負荷軽減型」
ごみ処理システムの実現を目指すとともに、地域循環共生圏の核となり得る広域的、総合的な施設整備を行います。

方針2 長期的な展望のもとで中間処理施設の広域化の検討を行い、整備スケジュールや施設規模、建設予定地について調整します。

方針3 エネルギーの有効利用、災害時の活用、ごみ処理経費の縮減につながり、なおかつ実効性が高いと判断される施策を事業対象範囲とします。

方針4 将来的なカーボンニュートラルに向けて CCUS[※]等の技術動向を把握し、施設更新時などの導入可否判断に対応できるよう検討します。

※CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization, and Storage) とは
排ガス中の二酸化炭素 (Carbon dioxide) を分離・回収 (Capture) し、有効利用 (Utilization)、または貯蔵 (Storage) する技術であり、地球温暖化対策技術として注目されている。

表 4-3 に中間処理・最終処分施設の整備計画を示します。

本計画期間中の施設数は現在同様 9 施設を予定します。

なお、最終処分場に関しては、本計画期間中に茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場の使用期限を迎えます。湘南東ブロック内の最終処分場は 1 施設となることから、引き続き外部委託による焼却灰の熔融スラグ化の継続や焼却残渣の新たな資源化方法検討など、最終処分場の負荷が軽減できるよう取り組みます。

表 4-3 湘南東ブロック中間処理・最終処分施設計画

項目	藤沢市		茅ヶ崎市		寒川町		湘南東ブロック	
	現在 (R2年度時点)	施設整備 予定	現在 (R2年度時点)	施設整備 予定	現在 (R2年度時点)	施設整備 予定	現在 (R2年度時点)	施設整備 予定
ごみ焼却施設	2	1	1	0	0	0	3	1
資源ごみ等処理施設	1	0	0	0	1	0	2	0
粗大ごみ処理施設	1	0	1	1	0	0	2	1
最終処分場	1	0	1	0	0	0	2	0
収集車両基地	2	0	1	0	0	0	3	0
余熱利用施設	1	0	1	0	0	0	2	0
計	8	1	5	1	1	0	14	2
中間処理・最終処分場の施設数	5	1	3	1	1	0	9	2

注1) 今後整備予定欄の藤沢市ごみ焼却施設は、「石名坂環境事業所 (大規模整備)」、茅ヶ崎市の粗大ごみ処理施設は「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設」です。

注2) 今回計画で未定の灰熔融施設整備はこの表から除いています。

注3) 藤沢市の収集車両基地は、令和5年度から環境事業センターと南部収集事務所は環境事業センターに統合するため1施設となります。

注4) 石名坂温水プール (余熱利用施設) への熱源供給は令和5年度以降停止予定となります。

注5) 現在使用している茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設は、令和7年度以降は新施設での稼働となるため停止予定となります。

(2) 中間処理施設整備事業

令和3年度現在、循環型社会形成推進交付金制度等を活用する第3次地域計画事業（平成29年度から令和3年度の5年間の事業期間）として、北部環境事業所2号炉増設整備事業及び茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備事業が進行しています。

循環型社会形成推進交付金制度等を活用する施設整備（「循環型社会形成推進地域計画」事業）については次のとおりです。

表 4-4 湘南東ブロックの施設整備事業

「循環型社会形成推進地域計画」整備対象施設	
第3次計画 (平成28年12月)	<p>計画期間：平成29年度～令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北部環境事業所2号炉増設整備事業 今後も2施設3炉体制を維持するため、平成25年度に廃止した北部2号炉を解体・撤去した後、増設整備工事を行います。(令和5年3月竣工予定) ○茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備事業 施設整備のため、茅ヶ崎市環境事業センター敷地内の旧焼却炉を解体・撤去工事を行います。(令和4年度まで)
第4次計画 (令和3年12月)	<p>計画期間：令和4年度～令和8年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備事業 茅ヶ崎市環境事業センター敷地内の旧焼却処理施設を解体・撤去後に茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設の整備工事を行います。(令和7年3月竣工予定) ○石名坂環境事業所大規模整備事業 石名坂環境事業所の大規模整備に着手します。 ○茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設について整備方針（延命化又は更新）を検討します。
第5次計画 (予定)	<p>計画期間：令和9年度～令和13年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○石名坂環境事業所大規模整備事業 石名坂環境事業所の大規模整備工事を完了します。 ○北部環境事業所1号炉の大規模整備工事を行います。 ○茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事を開始します。 ○資源ごみ等処理施設の運営民間委託期間終了後の方針を決定します。
第6次計画 (予定)	<p>計画期間：令和14年度～令和18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資源ごみ等処理施設の集約化 リサイクルプラザ藤沢、寒川広域リサイクルセンターの集約化の可能性を検討します。 ○茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事を実施し、整備します。 第4次計画時の検討結果に応じて、焼却施設の延命化または更新工事を行います。
<p>※ 上記事業は施設規模等の調整を広域で検討後、運営のための一部事務組合等は設立せず、施設用地を管理しているそれぞれの自治体が主体となって実施しています。</p>	

注)「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」は、令和4年度から令和18年度までの15年間の計画期間中、令和8年度、令和13年度に中間目標年度を設けており、期間的な呼称は短期、中期、長期としていますが、「循環型社会形成推進地域計画」の呼称は「第4次計画」、「第5次計画」、「第6次計画」としています。

(3) 中間処理・最終処分実施工程

中間処理・最終処分実施工程を表 4-5 に示します。

最終処分については、各市町の焼却灰等の資源化方針に沿って対応し、最終処分量を抑制しながら、現在の処理体制を維持するため、本計画期間中での広域化の予定はありません。

表 4-5 広域化で取り組む中間処理・最終処分実施工程

施策	内容	目標年度		
		短期	中期	長期
		R 8	R13	R18
[ハード面]				
① 中間処理施設建設等ハード面の規模調整、整備スケジュール調整等	○中間処理施設整備に関する規模計画やスケジュール調整を広域で検討します。この際、災害・気候変動への対応、地域循環共生圏の一翼を担う施設を意識しながら検討を進めます。	○ (全期間を通じて調整)		
	○焼却施設は長期的に使用予定です。将来、大規模改修時にごみの減量化により、可燃ごみの処理量が減少すると予測され、その時点で詳細な規模の調整を行います。	○ (全期間を通じて調整)		
	○第4次地域計画事業 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設を整備します。 石名坂環境事業所の大規模整備事業を開始します。	○		
	○第5次地域計画事業 石名坂環境事業所の大規模整備工事を完了し、その後、北部環境事業所1号炉の大規模整備工事を行います。 茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事を開始します。 中間処理施設の広域化・集約化のあり方の検討を行います。		○	
	○第6次地域計画事業 広域施設整備に向けた用地の検討を進めます。 茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事を実施し、整備します。			○
	○その他 灰溶融施設は焼却施設の大規模改修または更新計画時に整備するかどうかを決定します。			○
②最終処分	○本計画期間中における広域化の予定はありません。 各市町の減量化施策、焼却灰の資源化等によって最終処分量の削減を図りながら、既存施設を活用します。	-	-	-

5 章. 施設整備計画の概要

湘南東ブロックが今後整備する予定の主要施設として、ごみ焼却施設、資源ごみ等処理施設、粗大ごみ処理施設があります。

本項では、これらのうち、本計画期間における主要施設の整備計画概要を示します。

5. 1 長寿命化計画の策定状況

廃棄物処理施設は、施設を構成する設備・機器や部材が、高温・多湿や腐食性雰囲気暴露され、機械的な運動により摩耗しやすい状況下において稼働することが多いため、他の都市施設と比較すると性能低下や摩耗の進行が速く、施設全体としては耐用年数が短いとされています。一方、更新するにあたっては、国及び地方団体の財政状況は厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、環境省では、既存の施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持するために、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進しています。

長寿命化計画は、ストックマネジメントを推進するために、耐用年数の短い重要な設備を適切な時期に更新するとともに、廃棄物処理施設全体の耐用年数の延長を図り、資源・エネルギーの保全及び脱炭素社会の推進に資するために策定します。

既存施設の長寿命化計画の策定状況を表 5-1 に示します。

今後、計画策定中の施設も含め、各施設の計画に沿って基幹的設備改良工事等を実施していくこととします。

表 5-1 既存施設長寿命化計画の策定状況

自治体	施設名称	施設の種別	供用開始 年度	個別計画の策定状況	
					策定年度
藤沢市	藤沢市北部環境事業所	焼却	2007	策定中	
藤沢市	藤沢市石名坂環境事業所	焼却	1984	策定中	
藤沢市	リサイクルプラザ藤沢	粗大	2013	策定中	
藤沢市	リサイクルプラザ藤沢	資源化	2013	策定中	
藤沢市	藤沢市北部環境事業所	し尿	1994	策定済	2019
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市環境事業センター	焼却	1995	策定済	2013
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市環境事業センター	粗大	1977	対象外	
寒川町	寒川広域リサイクルセンター	資源化	2012	策定済※	2020
寒川町	寒川町美化センター	し尿	1995	策定済※	2020

注 1) 茅ヶ崎市：粗大ごみ処理施設は新たな施設整備に向けた事業が進んでいるため、既存施設の長寿命化計画（個別計画）は対象外

注 2) 寒川町：施設単独の個別計画は未策定、寒川町公共施設再編計画（令和 3 年 3 月）内において記載

5. 2 ごみ焼却施設整備計画概要

(1) ごみ焼却施設の受入対象物

ごみ焼却施設は現在 3 施設が稼働中です。受入対象物は次のとおりです。

[家庭系ごみ、事業系ごみ]

- ①家庭系可燃ごみ
- ②事業系可燃ごみ
- ③リサイクルセンター、粗大ごみ処理施設から選別又は処理後に排出される可燃性残渣
- ④し尿処理施設からの脱水汚泥

(2) ごみ焼却施設に関する施設整備の基本方針

ごみ焼却施設に関する施設整備の基本方針は次のとおりです。

- ①現在稼働中の 3 焼却処理施設は、ごみ処理広域化対応施設として位置づけ、本計画期間（15 年間）以降での、広域化に向けた調整を進めます。
- ②当面は長寿命化により 3 施設による湘南東ブロック内における焼却処理能力を維持します。
現在、藤沢市北部環境事業所 2 号炉の解体・建て替え工事を実施中で令和 4 年度に完了予定で、その後、藤沢市石名坂環境事業所の大規模整備事業を令和 6 年度から着手する予定としています。茅ヶ崎市環境事業センターは平成 29 年度に基幹的設備改良工事が完了し、令和 14 年度までを延命化目標年度としており、将来的な広域化に向けて、令和 15 年度以降の具体的なあり方を検討します。
- ③近年の災害対策への意識の高まりや社会環境の変化を踏まえた災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、施設の更新・改良を適切な時期に実施することで一般廃棄物処理システムの強靱化を図ります。
- ④施設更新時に向け、地域循環共生圏の視点を踏まえた施設の整備方針と建設候補地の検討を進めます。
- ⑤灰溶融施設の設置やガス化溶融炉、CCUS 等の地域、社会のニーズに応じた導入を検討します。
- ⑥将来施設の事業主体については、現状の事務処理の延長での事務委託方式によることを基本方針とします。今後の状況に応じて、その他の方式が望ましい場合は、見直しを検討します。

表 5-2 ごみ焼却施設の計画施設規模

区 分	施設規模 (t/日)	稼働開始予定
北部環境事業所新 2 号炉整備	150×1 炉	令和 5 年度
石名坂環境事業所大規模整備	120×1 炉	令和 11 年頃
北部環境事業所 1 号炉大規模整備	150×1 炉	(工事期間：予定) 令和 11～13 年度
茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事	未定	(工事期間：予定) 令和 11～14 年度

注) 施設規模、稼働開始時期は今後の状況によって変更の可能性があります。

(3) 石名坂環境事業所の大規模整備概要

現在予定をしている石名坂環境事業所の大規模整備の概要を示します。

既存の3号炉の稼働を継続しながら、1号炉及び2号炉を解体し、ごみ処理業務を停滞させることなく、新たな焼却施設である新1号炉を整備する計画です。これに合わせて煙突及び工場棟建屋については、耐震劣化診断結果に基づいた適切な補強工事を行うこととし、煙突の耐震補強工事を行うにあたり支障となる管理棟は更新することとします。

また、可燃性大型ごみ破碎設備についても更新し、現在ごみ焼却施設内にある犬猫専焼炉についても、新たに犬猫専焼炉棟を整備したうえで、ペット火葬事業を継続する計画としています。

施設規模、稼働開始時期等は今後の状況によって変更の可能性があります。

(4) ごみ焼却施設更新時の整備にあたっての配慮事項

ごみ焼却施設更新時の整備にあたっては、次の事項を配慮して検討を進めるものとしします。

①ごみ処理対象のごみ質が変化すること

ライフスタイルの変化に加え、令和3年6月に成立したプラスチック資源循環促進法やSDGs、サーキュラー・エコノミーへの取組の進展などに伴う社会情勢の変化によるごみ質の変化、カーボンニュートラルに向けた設備条件等へ対応可能なごみ処理施設を計画することとします。

②焼却残渣の取り扱いを検討すること

焼却残渣の取り扱いについては、最終処分場負荷軽減型のごみ処理システム実現を目指すため、施設更新時には湘南東ブロックで対応可能な灰溶融施設を整備し、溶融化するか、現状と同様に外部への有効利用を目的とした溶融スラグ化等の委託処理を継続するかを引き続き検討します。

③災害時の災害廃棄物処理と施設の活用を検討すること

施設更新時には、災害廃棄物処理も考慮した施設を検討することとします。また、地域住民の避難所やエネルギー供給等の災害時の活用についても防災部局と連携し検討します。

(5) 灰溶融施設を導入するとした場合の配慮事項

灰溶融施設を導入する場合には、用地の確保、溶融スラグの有効利用方法、ライフサイクルコストについて検討する必要があります。また、全国の溶融スラグ利用状況や近年の技術動向、整備する場合の制度、諸手続き等についても十分な検討を踏まえ導入するかどうかを決定する必要があります。

5. 3 資源ごみ等処理施設、粗大ごみ処理施設整備計画概要

第1次地域計画事業及び第2次地域計画事業として寒川広域リサイクルセンター及びリサイクルプラザ藤沢については整備済みとなっています。

リサイクルプラザ藤沢については藤沢地区から発生する大型ごみ・不燃ごみ処理を行う粗大ごみ処理施設を備えています。寒川広域リサイクルセンターについては、粗大ごみ処理施設を備えていません。

茅ヶ崎・寒川地区における粗大ごみ処理施設については、茅ヶ崎市環境事業センター内の粗大ごみ処理施設を使用していますが、昭和52年の稼働以来既に44年が経過し老朽化しているため、茅ヶ崎市環境事業センター旧焼却施設解体後の跡地に更新整備を予定しています。現在旧焼却施設の解体事業を進めており、令和7年度稼働開始を目指しています。

○資源ごみ等処理施設

(1) 資源ごみ等処理施設の受入対象物

2市1町の分別区分による資源物を受入処理します。

(2) 資源ごみ等処理施設の整備方針

リサイクルプラザ藤沢は令和14年度まで、寒川広域リサイクルセンターは令和13年度まで、民間事業者へ施設の運営委託を行っており、その後も施設の耐用年数を踏まえ、しばらくは既存施設を活用する予定です。

次期計画期間での更新時期を見据え、本計画の長期目標期間に広域化・集約化の可能性を検討します。

○粗大ごみ処理施設

(1) 粗大ごみ処理施設の受入対象物

不燃ごみ、大型ごみを受入処理します。

(2) 粗大ごみ処理施設の施設整備概要

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設として、茅ヶ崎市環境事業センター内の旧焼却処理施設解体・撤去後用地に整備します。

寒川広域リサイクルセンター整備に伴い、資源物の分別回収が進んだことや、今後のごみ量予測が減少傾向のため、施設規模は現在の50t/日から27t/日となります。

また、災害対策として施設の構造については一般的な建築物よりも耐震性を高く設定し、施設の機能を確保するための重要機器や受配電設備等は想定浸水深以上のレベルに配置するなど施設の強靱化を図ります。

表 5-3 粗大ごみ処理施設の計画施設規模

区 分	施設規模(t/日)	稼動開始予定
茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設	27	令和7年度

施設整備に向けた旧焼却施設の解体には、循環型社会形成推進交付金制度等を活用し平成30年度から令和4年度に行います。

5. 4 施設の配置及び整備スケジュール等

将来施設の配置計画を図 5-1 に、その整備スケジュールを表 5-4 に示します。

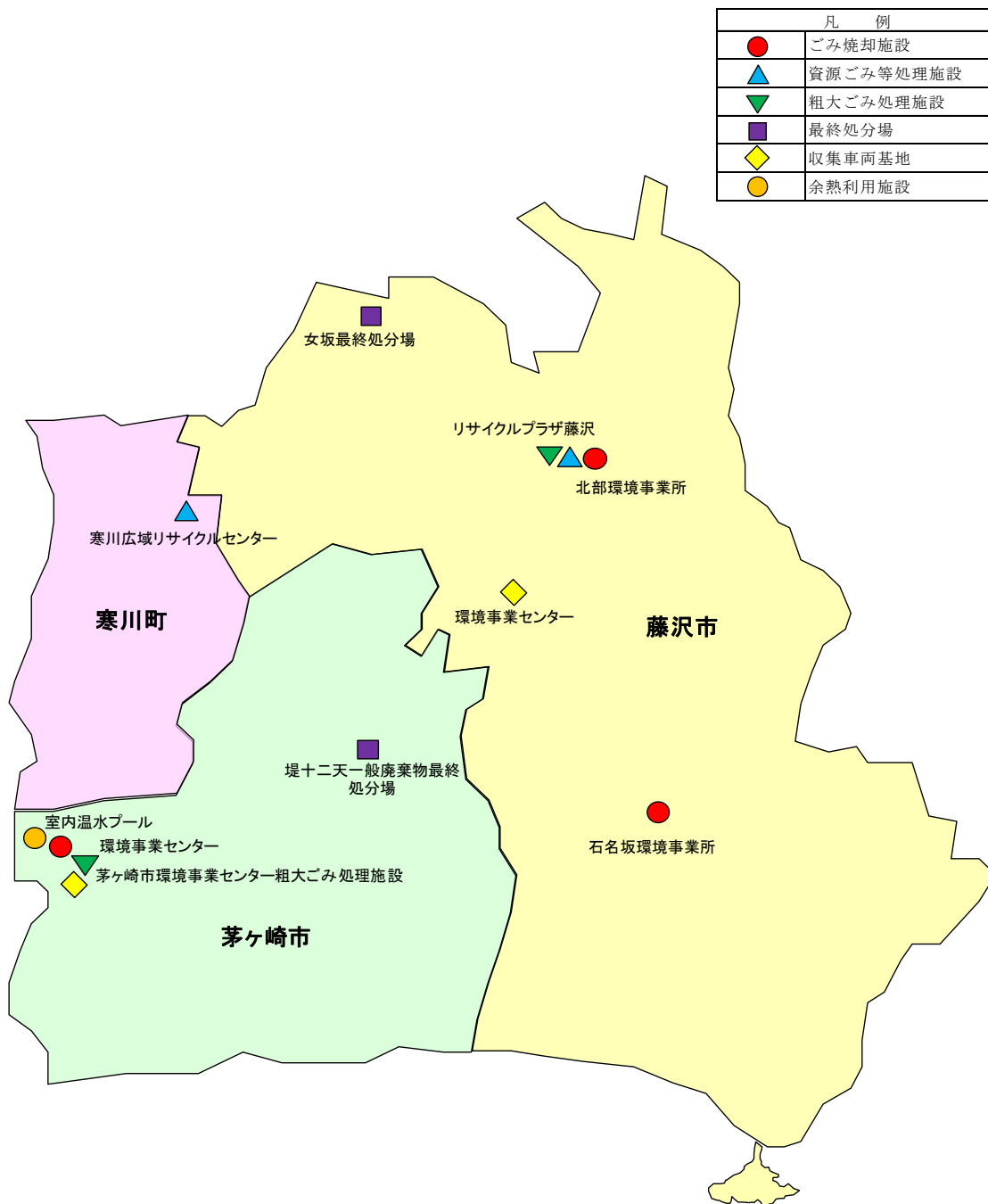


図 5-1 湘南東ブロックの将来ごみ処理施設配置計画

表 5-4 施設整備スケジュール

構成市町	施設名称	施設概要	年度:西暦 和暦		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
			H29	H30	(H31)R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18			
藤沢市	北部環境事業所 (焼却施設)	新1号炉 H19.3竣工 (150t/24h×1炉)																							
		(旧2号炉 S49.10竣工 H25.3.31廃止)																							
		新2号炉 R5.3竣工予定 (150t/24h×1炉)																							
		エネルギー回収型廃棄物処理施設																							
	石名坂環境事業所※	焼却処理施設S59.3竣工 (130t/24h×3炉)																							
		1号炉 H19.3 運転停止																							
		2号炉 R5.3 運転停止予定																							
		3号炉 R14.3 運転停止予定																							
		エネルギー回収型廃棄物処理施設																							
		石名坂環境事業所の大規模整備 (120t/24h×1炉)																							
リサイクルプラザ藤沢	H25.3竣工 (粗大ごみ処理施設含む)																								
	132t/5h(破碎処理施設+資源化施設)																								
	H9.3竣工 (200,000m ³)																								
	S.36.6 竣工 H.6.3(改造)(230KL/日)																								
茅ヶ崎市	環境事業センター	焼却処理施設 H7.9竣工 (120t/24h×3炉)																							
	粗大ごみ処理施設 S52.8竣工 (50t/5h)																								
	茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ 処理施設 (27t/日) R7.3竣工予定																								
	堤十二天一般 廃棄物最終処分場	H16.3竣工 (186,000m ³)																							
寒川町	寒川広域 リサイクルセンター	H24.3竣工(55.5t/7.5h)																							
	寒川町美化センター (し尿処理施設)	H.7.11竣工(70KL/日)																							
湘南東ブロック	(循環型社会形成推進地域計画)	第4次地域計画 策定・提出R3 事業期間 R4-R8																							
		第5次地域計画 策定・提出R8 事業期間 R9-R13																							
		第6次地域計画 策定・提出R13 事業期間 R14-R18																							

※施設規模、稼働開始時期は、今後の状況によって変更の可能性があります。

凡例

■ 広域化実施計画期間中の整備計画施設
■ 交付金対象支援事業期間

■ 循環型社会形成推進地域計画策定・提出年度
■ 交付金対象施設整備期間

■ 循環型社会形成推進交付金等対象事業期間
■ 施設稼働期間

5. 5 広域化する場合の施設条件

(1) 必要能力の算出方法

「3. 3 ごみの減量目標等」における、令和 18 年度のごみ量を踏まえ、以下の算定式で必要な処理能力を算出しました。

なお、現時点では広域化の実施可否や整備時期は未定であるため、今後の検討・計画に応じて、見直しを行っていきます。

<施設規模の算定式>

①焼却処理必要能力 (t/日)

= 計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率 … (a)

※計画年間日平均処理量：目標年度の可燃ごみ量を 365 (日) で除した数値。災害廃棄物等は見込んでいない。

※実稼働率： $((365-85) \div 365) = (280/365)$

(休止日は補修整備 30 日、補修点検 15 日×2 回、全停止に要する日数 7 日、起動に要する日数 3 日×3 回、停止に要する日数 3 日×3 回の計 85 日)

※調整稼働率：96%

(故障の修理、やむを得ない一時停止等のために処理能力が低下することを考慮した係数。)

②粗大ごみ・資源ごみ処理必要能力 (t/日)

= 計画年間日平均処理量 × 月変動係数 ÷ 実稼働率 … (b)

※実稼働率： $((5 \text{ 日/週} \times 52 \text{ 週}) \div 365) = (260/365)$

週 5 日稼働×52 週 (茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画の考え方をを用いた。)

※月変動係数：年間のごみ排出量が季節によって変動するため、これに対応できる処理施設の規模を決定する際に必要な数値であり、年間の各月の 1 日平均処理量と年間 1 日平均処理量との比で設定する。実際の規模設定に当たっては、市町村の処理実績から設定するが本計画ではごみ処理施設構造指針で示されている標準値 (1.15) を用いた。

なお、茅ヶ崎市、寒川町の粗大ごみ処理施設規模の算定にあたっては、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画の値である茅ヶ崎市 (1.27)、寒川町 (1.30) を用いた。

(2) 令和 18 年度目標達成時の必要処理能力

令和 18 年度のごみ排出量の目標を達成した場合の 2 市 1 町の必要処理能力を表 5-5 に、既存施設区分での処理能力を表 5-6 に示します。

表 5-5 各市町の令和 18 年度目標達成時の必要処理能力

自治体	施設区分	処理量	施設規模
湘南東ブロック	焼却施設	148,538 t/年	552 t/日
	粗大ごみ(破碎)処理施設	18,413 t/年	84 t/日
	資源化施設	23,919 t/年	106 t/日
藤沢市	焼却施設	97,986 t/年	364 t/日
	粗大ごみ(破碎)処理施設	13,465 t/年	60 t/日
	資源化施設	13,840 t/年	61 t/日
茅ヶ崎市	焼却施設	40,881 t/年	152 t/日
	粗大ごみ(破碎)処理施設	3,939 t/年	19 t/日
	資源化施設	7,654 t/年	34 t/日
寒川町	焼却施設	9,671 t/年	36 t/日
	粗大ごみ(破碎)処理施設	1,009 t/年	5 t/日
	資源化施設	2,425 t/年	11 t/日

注) 施設規模：災害廃棄物の処理能力は含まれていません。

表 5-6 既存施設区分での令和 18 年度目標達成時の必要処理能力

施設区分	施設名称	処理量	施設規模
焼却	北部環境事業所1号炉	40,103 t/年	149 t/日
	北部環境事業所2号炉	40,103 t/年	149 t/日
	石名坂環境事業所	17,780 t/年	66 t/日
	茅ヶ崎市環境事業センター	50,552 t/年	188 t/日
粗大ごみ	リサイクルプラザ藤沢	12,663 t/年	56 t/日
	石名坂環境事業所	802 t/年	4 t/日
	茅ヶ崎市環境事業センター	4,948 t/年	24 t/日
資源	リサイクルプラザ藤沢	13,840 t/年	61 t/日
	寒川広域リサイクルセンター	10,079 t/年	45 t/日

注) 施設規模：災害廃棄物の処理能力は含まれていません。

(3) 広域化・集約化のパターン

既存施設については、「5.1 長寿命化計画の策定状況」のとおり、各施設の計画に沿って基幹的設備改良工事等を実施していくこととします。

本計画期間中の整備スケジュール等は表 5-4 を予定しており、湘南東ブロックにおける廃棄物処理施設の広域化・集約化は本計画期間以降に行われる予定です。

各施設の広域化・集約化、更新のタイミングは今後の施設の状況や具体的な検討結果によって、前後する可能性があります。

本計画では、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設を検討の対象とし、以下に示す各施設区分の基本的な方向性を踏まえ、現時点で想定される広域化・集約化のケース設定を行いました。詳細は巻末の関係資料に示します。

今後、これらのケースを踏まえ、2市1町での協議を継続し、本計画の基本方針に沿った施設整備に向けた検討を進めます。

なお、今後の検討の結果、現在の処理体制を維持することが望ましいと判断される場合も想定されるため、必ずしも広域化・集約化を実施するものではありません。

【ごみ焼却施設】

令和 14 年度以降稼働している施設（予定含む）は藤沢市北部環境事業所（1号炉、2号炉）、石名坂環境事業所（大規模整備後の新炉）、茅ヶ崎市環境事業センターとなります。

稼働開始年度が古い茅ヶ崎市環境事業センターと藤沢市北部環境事業所 1号炉について、本計画期間の短期目標期間に検討される整備方針によりますが、全国でも延命化事業を行うことで 30 年以上稼働している施設もあることから、想定される広域化・集約化のケースとしては、以下の 3 ケースが想定されます。

① ブロック内のごみ焼却施設を 1 施設に集約化

区分	施設名	計画期間														次期計画期間													
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
焼却	1 藤沢市北部環境事業所 1号炉	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	いずれかのタイミングで 1施設に集約化							
	2 藤沢市北部環境事業所 2号炉	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19									
	3 石名坂環境事業所（新炉）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19									
	4 茅ヶ崎市環境事業センター	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47								

 : 計画・アセス等
 : 設計・建設期間
 : 基幹的改良工事(予定)
 : 現時点では方針が決定していない

② ブロック内のごみ焼却施設を 2 施設体制へ集約化

区分	施設名	計画期間														次期計画期間													
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
焼却	1 藤沢市北部環境事業所 1号炉	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	いずれかのタイミングで 1施設に集約化							
	2 藤沢市北部環境事業所 2号炉	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19									
	3 石名坂環境事業所（新炉）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19									
	4 茅ヶ崎市環境事業センター	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47								

 : 計画・アセス等
 : 設計・建設期間
 : 基幹的改良工事(予定)
 : 現時点では方針が決定していない

③ 藤沢地域と茅ヶ崎・寒川地域の各地域で 1 施設（ブロック内 2 施設へ集約化）

区分	施設名	計画期間														次期計画期間													
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
焼却	1 藤沢市北部環境事業所 1号炉	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	いずれかのタイミングで 1施設に集約化							
	2 藤沢市北部環境事業所 2号炉	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19									
	3 石名坂環境事業所（新炉）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19									
	4 茅ヶ崎市環境事業センター	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47								

 : 計画・アセス等
 : 設計・建設期間
 : 基幹的改良工事(予定)
 : 現時点では方針が決定していない

【資源ごみ等処理施設】

リサイクルプラザ藤沢、寒川広域リサイクルセンターは稼働開始年度が1年のずれであるため、施設の耐用年数を踏まえると同時期に更新時期を迎えると想定されます。現在、両施設は民間に運営・維持管理を委託しており、施設稼働から20年目以降については、契約期間終了前に協議を行うこととし、想定される広域化・集約化のケースとしては、以下の2ケースが想定されます。

① 1施設に集約化

区分	施設名	計画期間																	次期計画期間													
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	
資源	8 リサイクルプラザ藤沢	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	いずれかのタイミングで 1施設に集約化										
	9 寒川広域リサイクルセンター	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30											

: 計画・アセス等
 : 設計・建設期間
 : 現時点では方針が決定していない

② 2施設体制を継続

区分	施設名	計画期間																	次期計画期間													
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	
資源	8 リサイクルプラザ藤沢	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	いずれかのタイミングで更新										
	9 寒川広域リサイクルセンター	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30											

: 計画・アセス等
 : 設計・建設期間
 : 現時点では方針が決定していない

【粗大ごみ（破碎処理）処理施設】

粗大ごみ処理施設の破碎残渣は主に焼却処理されることから、ごみ焼却施設に併設することで効率的な処理を行うことが可能です。そのため、基本的にはごみ焼却施設の広域化・集約化と併せて施設更新することとし、想定される広域化・集約化のケースとしては、以下の3ケースが想定されます。

① 1施設に集約化

区分	施設名	計画期間																	次期計画期間													
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	
粗大	5 リサイクルプラザ藤沢（粗大ごみ処理施設）	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	いずれかのタイミングで 1施設に集約化										
	6 新石名坂環境事業所前処理設備								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13											
	7 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17											

: 計画・アセス等
 : 設計・建設期間
 : 現時点では方針が決定していない

② 2施設に集約化

区分	施設名	計画期間																	次期計画期間													
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	
粗大	5 リサイクルプラザ藤沢（粗大ごみ処理施設）	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	いずれかのタイミングで更新 いずれかのタイミングで 1施設に集約化										
	6 新石名坂環境事業所前処理設備								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13											
	7 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17											

: 計画・アセス等
 : 設計・建設期間
 : 現時点では方針が決定していない

③ 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設は長期活用＋藤沢市施設集約化

区分	施設名	計画期間																	次期計画期間													
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	
粗大	5 リサイクルプラザ藤沢（粗大ごみ処理施設）	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	いずれかのタイミングで 1施設に集約化										
	6 新石名坂環境事業所前処理設備								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13											
	7 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17											

: 計画・アセス等
 : 設計・建設期間
 : 現時点では方針が決定していない

(参考資料) 廃棄物処理施設の稼働状況

全国の廃棄物処理施設の稼働状況は、延命化事業を実施することで 30 年以上稼働している施設も一定程度存在します。

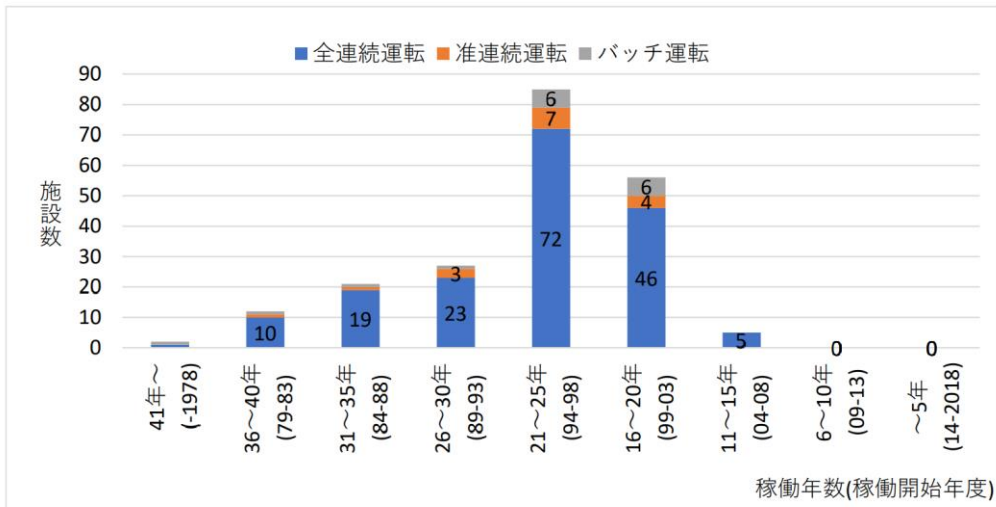


図 I - 1 延命化事業を実施したごみ焼却施設数(稼働年数別)

(出典) 廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き (ごみ焼却施設編)

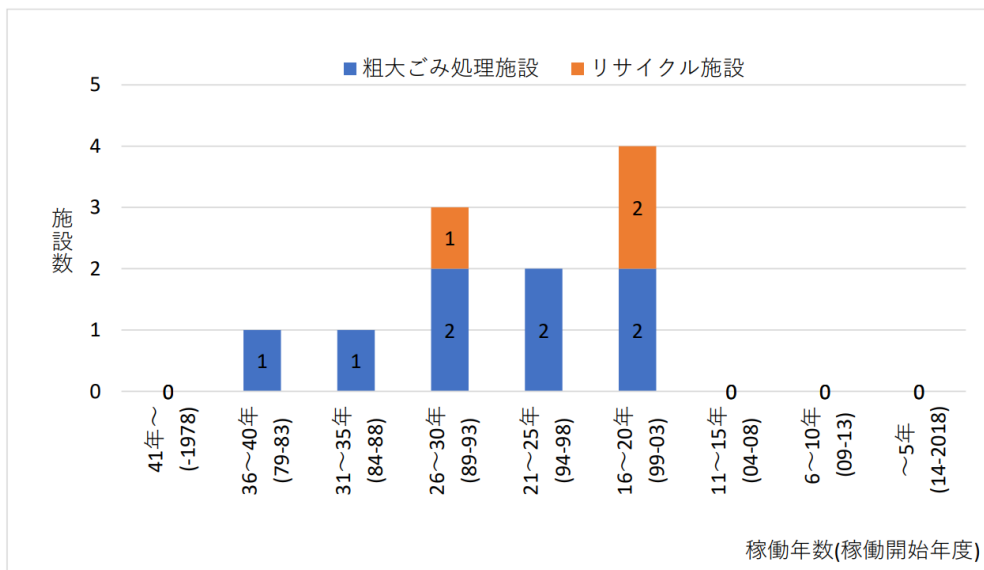


図 I - 1 延命化事業を実施した施設数(稼働年数別)

(出典) 廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き (その他の施設編)

6章. ごみ処理経費縮減の概要

6. 1 ごみ処理経費の縮減について

住民へのサービスを確保しながら、一般廃棄物処理事業に係る経費を縮減し、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることは非常に大切です。

湘南東ブロックでは、2市1町それぞれが取り組んできたごみ処理事業を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される事業を推進してきました。

ごみ処理経費は、収集・運搬、資源化、中間処理、再生利用、最終処分の各段階で発生し、これまで各中間処理施設が立地している2市1町が中心にごみ処理経費情報の管理を行っています。

事業経営面では、環境省が示す一般廃棄物会計基準への対応を図るとともに、広域で取り組んでいるごみの減量化・資源化に係る各施策の評価・検証を行い、ごみ処理原価の低減化につながる施策展開を図ります。

6. 2 ごみ処理施設整備経費の縮減

湘南東ブロックは、ハード面で、2市1町で循環型社会形成推進交付金制度等を活用して、効率的な施設整備を計画します。循環型社会形成推進地域計画を共同で作成し、循環型社会形成推進交付金等を受けて、施設整備を行なうものとします。

(1) 広域で取り組むことによる施設規模の縮減による経費縮減

湘南東ブロックである2市1町が計画策定者となって、循環型社会形成推進地域計画を策定し、循環型社会形成推進交付金等を活用して中間処理施設の整備、基幹的設備改良等を行ってきました。

今後においても施設整備に広域で取り組むことによって、2市1町それぞれの処理量のピークに合わせて施設整備するのではなく、広域全体の処理量ピークに合わせて施設規模を決定し、施設の有効利用を行うものとします。このことにより、施設の整備規模の縮減や経費縮減を図ります。

(2) 循環型社会形成推進交付金等の活用による経費縮減

広域で取り組むことによりメリットが多い施設整備は、2市1町で循環型社会形成推進地域計画を策定し、循環型社会形成推進交付金等を活用するものとします。

また、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の形成につながる事業に対する補助事業も展開されていることから、それらを活用した調査の実施を検討します。

6. 3 事業経営面の検討による経費縮減に向けたコスト分析

ごみ処理には多額の経費を要しますが、今後は焼却灰の資源化や老朽化した施設の維持修繕・更新に対する支出が増えることから、これまで以上の経費が必要となってくるのが予想されます。増大するごみ処理経費をいかに削減していくかが、2市1町での課題となっています。

そのため、湘南東ブロックでは国が示す一般廃棄物会計基準への対応を図り、ごみ処理事業にかかるコストの分析結果を基に各市町で情報交換し、ごみ処理の広域化を進めることによって、2市1町でごみ処理経費の削減が進むような施策及び事業を検討します。

7章. 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの概要

7. 1 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム

これまでの廃棄物処理行政においては、主に安全かつ安定的な適正処理の確保と循環型社会の形成が求められてきましたが、近年では廃棄物処理をとりまく環境も大きく変化しており、災害対応や将来予想される人口減少・財政逼迫などの地域課題にも対応する、「3R+Renewableの推進・適正処理の持続性を確保し、地域を豊かにする廃棄物処理システムの構築」が求められています。

環境省では、地域資源を活用し、複数の課題を統合的に解決する地域循環共生圏を提唱しており、廃棄物分野においてもその考え方が有効となります。

廃棄物処理システムは、他の施策等と連携することで事業の効果を高められる可能性を有しており、廃棄物処理システムも地域循環共生圏を形成する地域資源のひとつと位置づけることが可能です。

例えば、ごみ焼却施設では、ごみの焼却に伴い発生するエネルギーを熱や電気として回収することが可能です。この施設については、災害・気候変動対策として、処理施設の強靱化などが想定されます。近年では、廃棄物処理施設を核として、回収したエネルギーを利用する災害に強いまちづくりや、事業者を施設周辺に誘致し、産業振興を図っている事例もあります。

また、福祉部局と連携し、収集運搬システムを利用した高齢者等の見守りサービスを実施している事例もあります。

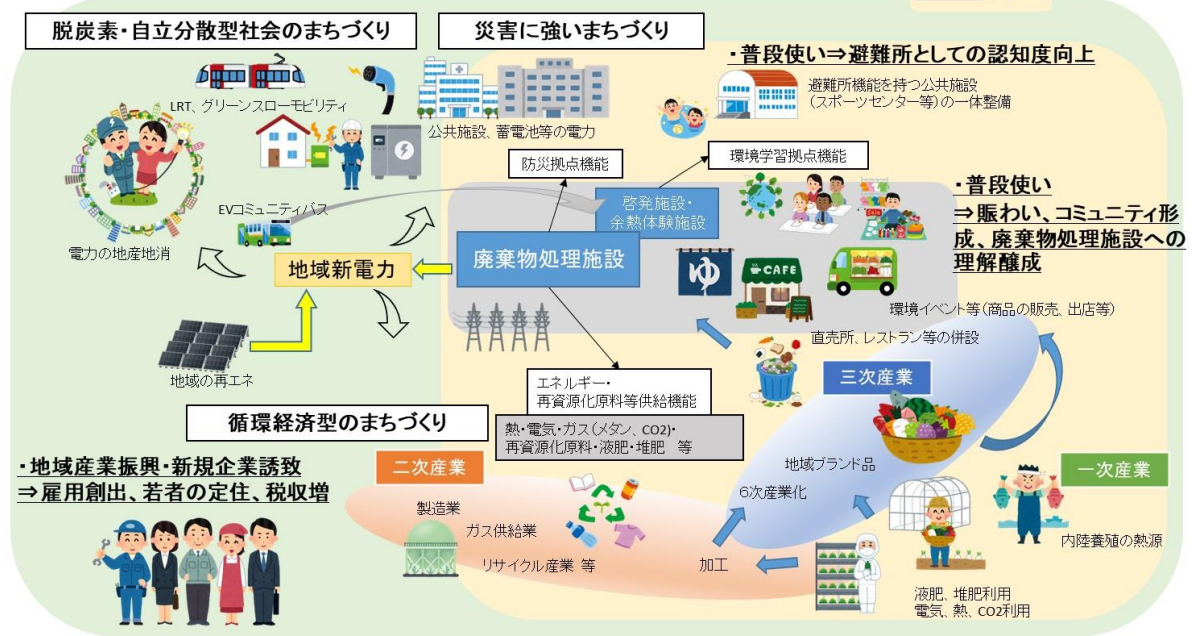
このように、廃棄物処理システムが従来持つ機能を活用して、湘南東ブロックの地域課題や地域振興につながる廃棄物処理システムの構築を検討します。

そのための、広域で施設整備する場合の、廃棄物処理施設から得られるエネルギー利活用や施設を核とする事業展開、用地の選定を検討していきます。

廃棄物処理施設を核とした地域の魅力向上イメージ図を次頁に示します。

廃棄物処理施設を核とした地域の魅力向上が期待できる

地域
施設 周辺



(出典) 多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進ガイドンス (令和3年3月 環境省)

8章. 計画の推進方策

8. 1 事業主体

広域で取り組む対象事業に関する事業主体は、取り組む事業に応じて決定します。

ソフト事業を広域化する場合、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議で内容を協議します。ハード事業に広域で取り組む場合、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議でスケジュール調整、施設計画等の計画調整を行うものとし、事業主体については事業ごとに検討することとします。

8. 2 役割分担

湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画を推進するために、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議の役割は今後も重要です。さらに、2市1町の役割も重要です。湘南東ブロックが広域として取り組む対象事業と、その推進のために2市1町が取り組む役割及び広域化のメリットを表8-1に示しました。

表 8-1 広域対象事業推進のために2市1町が果たす役割

広域対象事業	2市1町が果たす役割	広域のメリット
[ソフト面 (ソフト事業)]		
①経済的助成措置制度や経済的負担措置制度の継続、緩やかな統一②各種リサイクル法の推進、定着化③収集対象ごみの分別区分及び収集体制の検討④事業系一般廃棄物の資源化促進のための啓発・指導⑤処理できないものの品目の統一	基本的には、各市町の責任において施策実行します。施策承認のための関係者（住民、事業者、ごみ減量推進等審議会、議会等意思決定機関等）への説明責任を果たします。	湘南東ブロックの特徴を反映した広域での「循環型社会」を形成推進していくという意識醸成が期待され、各種施策に対する合意形成と協働意識の高揚が期待されます。また、分別品目の統一など、住民にとってのわかりやすさによる行政サービスの向上が期待されます。
[ハード面 (ハード事業)]		
①収集車両のEV導入を検討②第4次～第6次地域計画事業によって、施設整備・改良工事を実施③大規模補修等を含めた施設整備面でのスケジュール調整、規模調整等の考え方を調整	湘南東ブロックで調整されたハード事業に関する基本的な考え方を、関係者に的確に伝える説明責任を果たします。また、施設整備等を行う場合、建設予定地周辺住民の合意形成を行う責任を果たします。	2市1町が協力して、施設整備等の効率的な事業検討を行い、事業実施にまで繋げて行きます。このことにより、ハード事業を広域の連携強化として捉えて実施でき、広域ブロックでの適正処理及び相互利用等が確保されます。施設整備を広域で実施することにより、交付金を活用でき、経費節減につながります。
[事業経営面(運営事業)]		
①一般廃棄物会計基準への対応②評価及び施策への反映	基本的には、各市町の責任において施策実行します。施策承認のための関係者への説明責任を果たします。	広域で取り組むため、湘南東ブロック全体がより良い事業経営を目指した清掃事業が展開できます。各部門の経費を検討でき、経費節減にもつながります。

8. 3 ごみ処理施設整備体制及び費用負担の方法

湘南東ブロックにおけるごみ処理施設は、今後、既存施設の更新時期を見据え、ブロック全体での広域化・施設の集約化を検討し、整備スケジュールや用地選定を進めていきます。

費用負担の基本的な考え方としては、対象経費を「施設建設費及び建設関連経費」「施設の運営管理費」「施設の増改築費」に区分し、各々の負担割合を人口や処理量等を基に算出するものとします。

また、焼却処理施設の大規模改修時や災害時等における圏域内での相互受け入れ等、現状の事務委託の中で想定していない事態に関する費用負担の方法についても検討するものとします。

茅ヶ崎市と寒川町では、すでに、寒川町の可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみの処理を茅ヶ崎市に、茅ヶ崎市の資源ごみの処分を寒川町に事務委託している実績があるため、その実績を基にし、公平性が確保された費用負担の方法について検討するものとします。

8. 4 計画の進行管理及び見直し等

湘南東ブロックにおける循環型社会及び地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの実現のために、広域化実施計画で定める各種事業の実現に向けて計画の進行管理を行うものとします。

広域化対象事業を推進するために、PDCA（Plan（計画する）→Do（実施する）→Check（点検する）→Action（是正・見直しする））サイクルを活用して、毎年、事業の進行管理を行うものとします。また、進捗状況については、定期的に公開（情報提供）します。

本計画は、広域で取り組む3R推進目標及び事業項目及びスケジュールを示しています。これら計画の実現に向けて、2市1町の十分な協議のもとで詳細な内容を検討し、合意して実施していくことが基本となります。なお、計画の見直しは、住民合意形成の過程や、財源確保の状況、また、社会情勢、さらには技術革新などを適宜反映して、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議で見直しするものとします。

関 係 資 料

1. 湘南東ブロック全体のごみ処理量予測
2. 藤沢市のごみ処理量予測
3. 茅ヶ崎市のごみ処理量予測
4. 寒川町のごみ処理量予測
5. 広域化・集約化のケース案
6. し尿処理施設について
7. 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議規約
8. 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）
9. 「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（改定素案）」についてのパブリックコメント実施結果

1-3. 目標達成時の焼却処理量・資源化量・最終処分量

①焼却処理量

単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
焼却処理量合計	t / 年	172,942	172,347	170,235	168,363	170,263	164,590	169,010	158,545	158,634	156,744	156,022	155,273	154,895	154,071	153,486	152,904	152,509	151,532	150,784	150,041	149,529	148,538
藤沢市		105,201	104,746	103,480	102,351	102,802	98,011	103,284	102,982	103,453	102,018	101,733	101,450	101,271	100,888	100,613	100,337	100,160	99,642	99,226	98,811	98,501	97,986
北部環境事業所		43,380	42,294	39,998	40,517	41,722	39,991	40,699	40,627	84,150	82,850	82,687	82,523	82,460	82,197	82,037	81,875	81,810	81,409	81,107	80,806	80,605	80,206
石名坂環境事業所		61,821	62,452	63,482	61,834	61,080	58,019	62,585	62,356	19,304	19,168	19,046	18,927	18,811	18,692	18,575	18,462	18,350	18,233	18,119	18,005	17,895	17,780
茅ヶ崎市		67,741	67,601	66,755	66,012	67,461	66,579	65,725	55,563	55,180	54,726	54,289	53,823	53,624	53,182	52,873	52,567	52,349	51,890	51,558	51,231	51,028	50,551
茅ヶ崎市環境事業センター		56,635	56,462	55,763	55,091	56,310	55,548	54,737	44,623	44,267	43,901	43,540	43,180	43,066	42,724	42,508	42,299	42,172	41,818	41,586	41,358	41,248	40,881
寒川町		11,106	11,139	10,992	10,921	11,151	11,031	10,988	10,940	10,913	10,825	10,749	10,643	10,558	10,459	10,365	10,268	10,177	10,071	9,972	9,873	9,780	9,671

②資源化量

単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
資源化量	t / 年	65,994	64,656	64,140	63,878	64,006	65,997	64,605	66,957	68,862	68,677	68,870	69,112	69,414	69,436	69,731	69,637	69,745	69,616	69,454	70,834	70,825	70,443
藤沢市		45,518	44,318	44,251	44,158	44,317	44,994	44,252	44,203	46,027	45,747	45,737	45,709	45,807	45,680	45,670	45,668	45,725	45,535	45,466	45,397	45,450	45,270
茅ヶ崎市		16,578	16,307	15,857	15,745	15,843	17,226	16,475	18,906	19,006	19,139	19,350	19,636	19,842	20,015	20,331	20,260	20,317	20,411	20,335	21,804	21,753	21,583
寒川町		3,898	4,031	4,032	3,975	3,846	3,778	3,878	3,848	3,830	3,791	3,783	3,767	3,766	3,742	3,729	3,708	3,702	3,670	3,653	3,634	3,622	3,590

③最終処分量

単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
最終処分量合計	t / 年	8,068	7,463	7,484	7,295	7,769	6,986	6,966	5,295	5,032	4,618	4,194	3,710	3,447	3,104	2,682	2,648	2,529	2,262	2,225	647	643	638
藤沢市		305	251	114	190	361	110	246	246	246	246	245	245	245	245	244	244	244	243	243	243	243	242
茅ヶ崎市		7,063	6,791	6,978	6,714	7,018	6,435	6,270	4,601	4,339	3,929	3,509	3,029	2,770	2,431	2,013	1,984	1,869	1,606	1,574	0	0	0
寒川町		700	421	392	391	390	440	450	448	447	443	440	436	432	428	425	421	417	412	408	404	401	396

5. 広域化・集約化のケース案

一般的に、広域化・集約化については以下のような効果等が想定されます。

現状における施設の耐用年数等を踏まえ、既存施設の更新時期を設定し、次頁以降に広域化・集約化のケース案の概要を示します。

今後の検討の結果、現在の処理体制を維持することが望ましいと判断される場合も想定されるため、必ずしも広域化・集約化を実施するものではありません。

<広域化・集約化の効果等>

【期待される効果】

- 立地条件や規模によって、必要な業務範囲や費用も異なるため、単純な比較はできないが、施設整備に向けた計画支援業務費（施設整備計画、発注支援、環境影響評価（条例アセス）、設計施工監理）は、施設集約化によって業務数を減らせるため、ブロック全体の計画支援に関わる費用の低減につながる。
- 新たな用地確保では、施設を集約化しない場合、各施設で周回道路や駐車場の整備する必要があるが、広域化等することで、用地取得の総面積が小さくなり、用地取得費の削減につながる。
- 施設運営・維持管理費について、施設を統合しない場合は、同じ業務を担う人員を各施設に配置する必要があるが、施設の統合によって効率的な人員配置が可能となり、人件費の削減につながる。
- 施設の点検・補修について、統合しない場合は施設の数だけ機器点数は増えることになる他、各施設で予備機などを備える必要があるが、統合によって機器数が減り事業費の削減につながる。
- ごみ焼却施設については、広域化・集約化による施設規模の大規模化によってエネルギー回収効率が高くなるため、売電収益、CO₂削減効果の増大が期待できる。

【懸念事項】

- 集約化までの既存施設の稼働年数の調整が必要となる。
- 既存施設の老朽化に伴う維持管理費が増大する可能性がある。
- 収集運搬効率を考慮した用地選定が必要となる。
- 分別区分の統一、収集運搬体制の再検討が必要となる。

【留意事項】

- 今後の社会情勢の変化によっては、バイオガス化施設についても再検討が必要となる。
- 今後の検討結果によって、灰溶融施設を焼却施設と一体整備する可能性がある。

【ケース① 1施設に集約化】

【ごみ焼却施設】

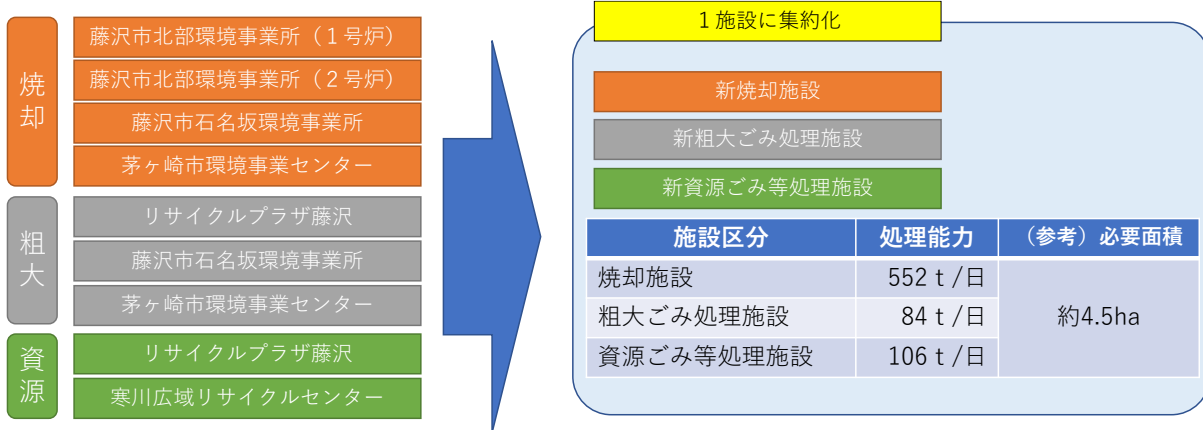
- ・藤沢市北部環境事業所 1号炉は、R11 から R13 年に延命化のための修繕を実施し、石名坂環境事業所は大規模整備を行い R11 年度から新炉の供用開始、茅ヶ崎市環境事業センターは延命化又は更新を実施し、R28 年以降を目安にごみ焼却施設を 1 施設に集約化

【粗大ごみ処理施設】

- ・ごみ焼却施設の集約化の時期まで既存施設を使用し、ごみ焼却施設とあわせて一体整備

【資源化施設】

- ・ごみ焼却施設の集約化の時期まで既存施設を使用し、ごみ焼却施設とあわせて一体整備



※処理能力の算出では災害廃棄物を考慮していない

※必要面積は、処理方式等今後の検討結果によって変わる可能性がある

<施設の更新・統廃合の概略スケジュール（案）>

区分	施設名	計画期間																		次期計画期間															
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33				
焼却	1 藤沢市北部環境事業所 1号炉																																		
	2 藤沢市北部環境事業所 2号炉																																		
	3 石名坂環境事業所大規模整備																																		
	4 茅ヶ崎市環境事業センター																																		
	新1 1+2+3+4 集約施設																																		
粗大	5 リサイクルプラザ藤沢 (粗大ごみ処理施設)																																		
	6 新石名坂環境事業所前処理設備																																		
	7 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設																																		
	新2 5+6+7 集約施設 (新1に併設)																																		
資源	8 リサイクルプラザ藤沢																																		
	9 寒川広域リサイクルセンター																																		
	新3 8+9 集約施設 (新1に併設)																																		

: 用地選定
 : 計画・アセス等
 : 設計・建設期間
 : 延命化
 : 休止又は廃止

【ケース① 1施設に集約化】

【期待される効果】

1施設に集約化することで以下の効果が最大化される

- ・スケールメリットによる整備費の低減につながる
- ・運営・維持管理費の低減につながる
- ・エネルギー回収効率の最大化とそれに伴うCO₂削減効果の増大につながる
- ・ごみ焼却施設で回収したエネルギー（電気、熱）を粗大ごみ処理施設、資源化施設で使用することで、運営費の低減につながる
- ・一体事業とすることで計画支援事業が1施設分でよい（事務負担、支援業務委託費の低減につながる）

【懸念事項】

- ・集約化までの既存施設の稼働年数の調整が必要となる
- ・既存施設の老朽化に伴う維持管理費が増大する
- ・大規模な建設用地の確保が必要となる
- ・収集運搬効率を考慮した用地選定が必要となる
- ・分別区分の統一、収集運搬体制の再編が必要となる
- ・大規模な整備事業のため財政支出が短期間に集中する
- ・突発的な設備停止時は、ブロック内のごみ処理が停滞する

【留意点】

- ・地域によっては収集運搬距離が伸びることによる費用増大、CO₂排出量の増大が懸念されるが、集約化による建設費と運営維持管理費の低減効果、エネルギー回収率の増大があり、処理システム全体での評価が必要

【ケース② 2施設への集約化（既存施設更新）】

【ごみ焼却施設】

<既存施設>

- ・藤沢市北部環境事業所1号炉は、R11 から R13 年に延命化のための修繕を実施し、R30 年度を目途に2号炉との更新時期を統一する
- ・石名坂環境事業所は大規模整備を行い R11 年度から新炉の供用開始、茅ヶ崎市環境事業センターは延命化又は更新を実施し、R24 年以降を目安にごみ焼却施設を1施設に集約化する

<集約化施設>

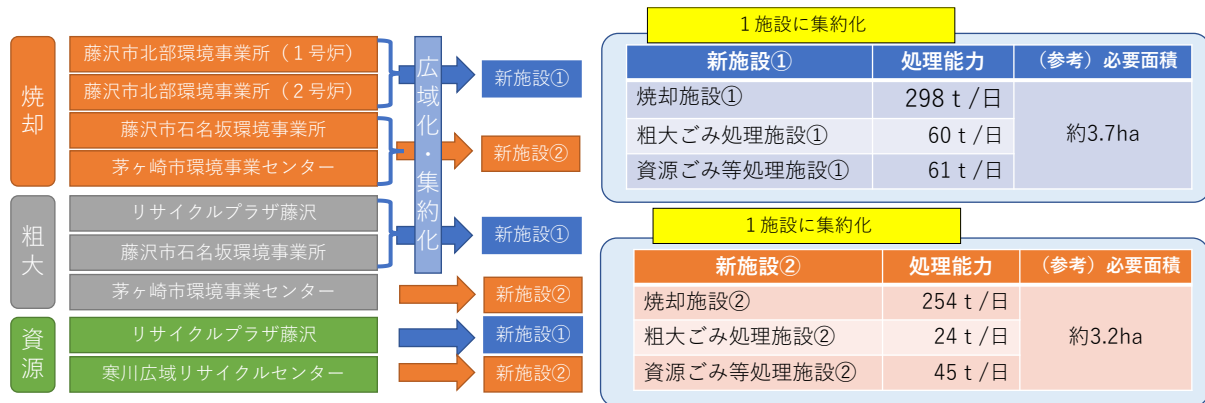
- ・新施設①：北部環境事業所（1号炉と2号炉）を集約化（整備時期の統一）
- ・新施設②：石名坂と茅ヶ崎市の既存施設を集約化

【粗大ごみ処理施設】

- ・ごみ焼却施設の集約化の時期まで既存施設を使用し、ごみ焼却施設とあわせて一体整備し、2施設体制とする

【資源化施設】

- ・ごみ焼却施設の集約化の時期まで既存施設を使用し、ごみ焼却施設とあわせて一体整備し、2施設体制とする



※処理能力の算出では災害廃棄物を考慮していない

※必要面積は処理方式等今後の検討結果によって変わる可能性がある

<施設の更新・統廃合の概略スケジュール（案）>

区分	施設名	計画期間																		次期計画期間												
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	
焼却	1 藤沢市北部環境事業所1号炉	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41					
	2 藤沢市北部環境事業所2号炉			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25				
	新2 1+2集約施設																															
	3 石名坂環境事業所大規模整備										1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
粗大	4 茅ヶ崎市環境事業センター	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49									
	新1 3+4集約施設																															
	5 リサイクルプラザ藤沢(粗大ごみ処理施設)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35					
	6 新石名坂環境事業所前処理設備										1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
資源	新3 5+6集約施設(新2に併設)																															
	7 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設																															
	新4 7更新施設(新1に併設)																															
	8 リサイクルプラザ藤沢	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35					
資源	新5 8更新施設(新2に併設)																															
	9 寒川広域リサイクルセンター	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35						
	新6 9更新施設(新1に併設)																															

: 用地選定
 : 計画・アセス等
 : 設計・建設期間
 : 延命化
 : 休止又は廃止

【ケース② 2施設への集約化（既存施設更新）】

【期待される効果】

- ・スケールメリットによる整備費の低減につながる
 - ・運営・維持管理費の低減につながる
 - ・エネルギー回収効率の増加、CO₂削減効果につながる
 - ・1施設への集約化と比較すると、ブロック内で分散整備することで、突発的な設備トラブル等へのリスク低減が図れる
- （ごみ焼却施設）
- ・分散型のエネルギー供給拠点となる
- （粗大・資源）
- ・現状の処理体制と変わらないため、分別区分の変更が不要
- （藤沢市のみ）
- ・集約化により計画支援事業の数を減らせる（事務負担、支援業務委託費の低減につながる）
 - ・整備期間をずらすことで、1施設への集約化と比較して財政支出の平準化を図れる

【懸念事項】

- ・ごみ焼却施設について、一部2市1町での広域化となるため、ブロック全体での収集運搬効率を考慮した用地選定が必要となる
- ・2施設分の建設用地の確保

【ケース③ 2施設体制へ移行（一部既存施設活用）】

【ごみ焼却施設】

＜既存施設＞

- ・藤沢市北部環境事業所1号炉は、R11 から R13 年に延命化のための修繕を実施し、R24 年度頃まで使用し、茅ヶ崎市環境事業センターは再延命化を実施する
- ・藤沢市北部環境事業所2号炉は R30 年度頃まで使用し、石名坂環境事業所は大規模整備を行い R11 年度から新炉の供用を開始する

＜集約化施設＞

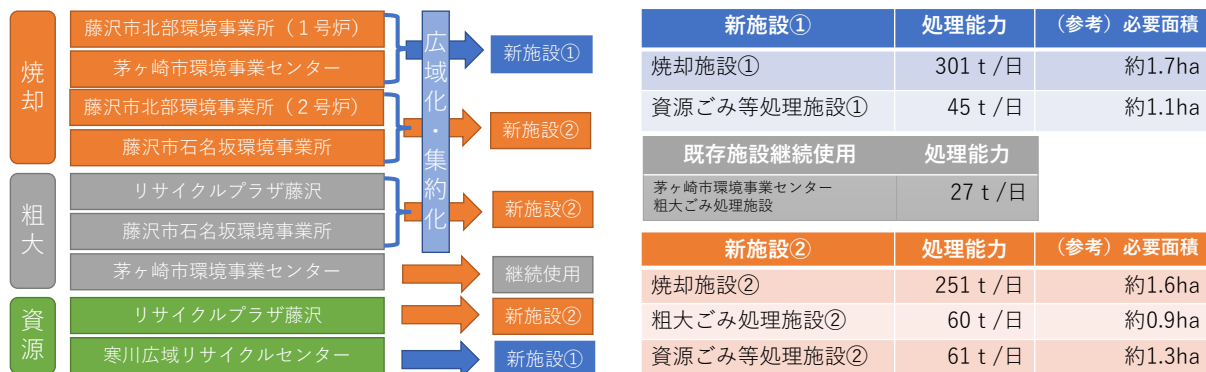
- ・新施設①：北部環境事業所（1号炉）と茅ヶ崎市環境事業センターを集約化
- ・新施設②：石名坂環境事業所と北部環境事業所（2号炉）を集約化

【粗大ごみ処理施設】

- ・リサイクルプラザ藤沢と石名坂環境事業所の粗大ごみ処理施設は、ごみ焼却施設の集約化と同時期に集約化
- ・茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設は R33 年度頃まで継続使用

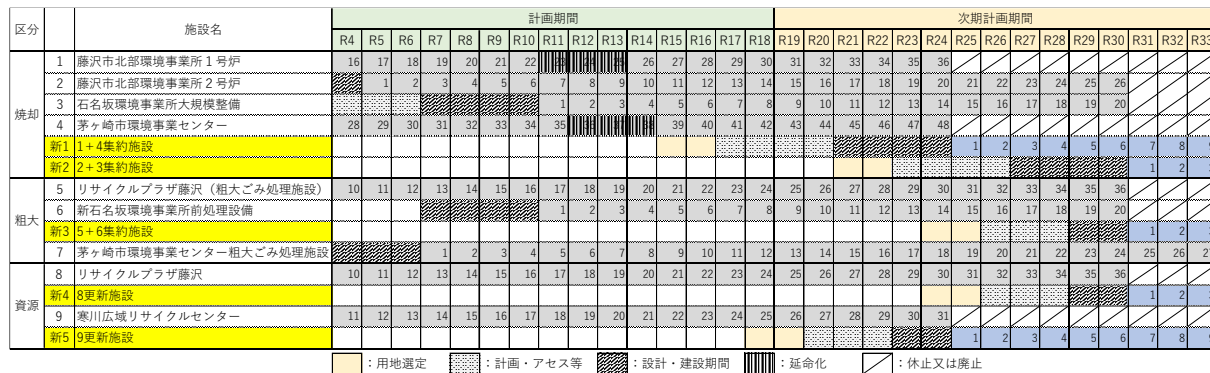
【資源化施設】

- ・ごみ焼却施設の集約化の時期まで既存施設を使用し、ごみ焼却施設の集約化と同時期に更新し、引き続き2施設体制とする



- ※処理能力の算出では災害廃棄物を考慮していない
- ※新施設は施設区分ごとに別の場所に整備する場合もある
- ※焼却施設の広域化・集約化に合わせ、寒川分は新施設②に移行
- ※必要面積は処理方式等今後の検討結果によって変わる可能性がある

＜施設の更新・統廃合の概略スケジュール（案）＞



【ケース③ 2施設体制へ移行（一部既存施設活用）】

【期待される効果】

- ・ 本計画期間中に新規整備される茅ヶ崎市環境事業センターを活用することで、全体整備費の低減が図れる
 - ・ スケールメリットによる整備費の低減につながる
 - ・ 運営・維持管理費の低減につながる
 - ・ エネルギー回収効率の増加、CO₂削減効果につながる
 - ・ 1施設への集約化と比較すると、ブロック内で分散整備することで、突発的な設備トラブル等へのリスク低減が図れる
- （ごみ焼却施設）
- ・ 分散型のエネルギー供給拠点となる
- （粗大・資源）
- ・ 現状の処理体制と変わらないため、分別区分の変更が不要
- （藤沢市のみ）
- ・ 整備期間をずらすことで、1施設への集約化と比較して財政支出の平準化を図れる

【懸念事項】

- ・ 2施設分の建設用地の確保が必要となる

【ケース④ 各施設区分2施設体制で施設規模均等化】

【ごみ焼却施設】

＜既存施設＞

- ・ 藤沢市北部環境事業所1号炉は、R11 から R13 年に延命化のための修繕を実施し、R24 年度頃まで使用し、茅ヶ崎市環境事業センターは再延命化を実施する
- ・ 藤沢市北部環境事業所2号炉は R30 年度頃まで使用し、石名坂環境事業所は大規模整備を行い R11 年度から新炉の供用を開始する

＜集約化施設＞

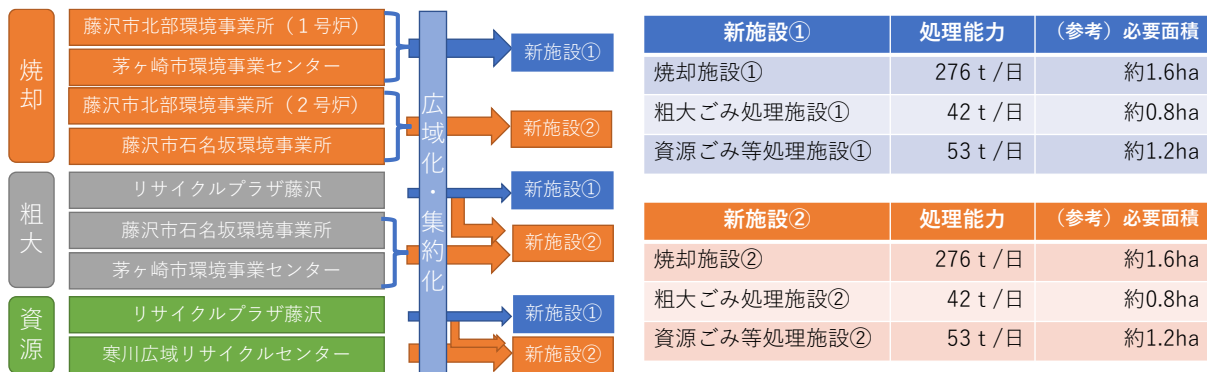
- ・ 新施設①：北部環境事業所（1号炉）と茅ヶ崎市環境事業センターを集約化
- ・ 新施設②：石名坂環境事業所と北部環境事業所（2号炉）を集約化

【粗大ごみ処理施設】

- ・ リサイクルプラザ藤沢は、R33 年度頃まで使用し、更新する。石名坂環境事業所と茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設は R30 年度頃まで継続使用し、集約化する。この際、2施設の施設規模を均等化する

【資源化施設】

- ・ 使用期間 30 年程度を目安に 2 施設更新し、施設規模を均等化する



- ※処理能力の算出では災害廃棄物を考慮していない
- ※新施設は施設区分ごとに別の場所に整備する場合もある
- ※必要面積は処理方式等今後の検討結果によって変わる可能性がある

＜施設の更新・統廃合の概略スケジュール（案）＞

区分	施設名	計画期間																		次期計画期間													
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33		
焼却	1 藤沢市北部環境事業所1号炉	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36											
	2 藤沢市北部環境事業所2号炉																																
	3 石名坂環境事業所大規模整備																																
	4 茅ヶ崎市環境事業センター	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48											
粗大	5 リサイクルプラザ藤沢(粗大ごみ処理施設)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36					
	6 新石名坂環境事業所前処理設備																																
	7 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設																																
	8 リサイクルプラザ藤沢	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32									
資源	9 寒川広域リサイクルセンター	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31											
	新1 1+4集約施設																																
	新2 2+3集約施設																																
	新3 広域更新施設																																
新4 広域更新施設																																	
新5 広域更新施設																																	
新6 広域更新施設																																	

: 用地選定
 : 計画・アセス等
 : 設計・建設期間
 : 延命化
 : 休止又は廃止

【ケース④ 各施設区分2施設体制で施設規模均等化】

【期待される効果】

- ・スケールメリットによる整備費の低減につながる
 - ・運営・維持管理費の低減につながる
 - ・エネルギー回収効率の増加、CO₂削減効果につながる
 - ・1施設への集約化と比較すると、ブロック内で分散整備することで、突発的な設備トラブル等へのリスク低減が図れる
- (ごみ焼却施設)
- ・分散型のエネルギー供給拠点となる
- (共通)
- ・2施設の能力を同一とすることで計画支援事業での事務負担、支援業務委託費の低減の可能性はある
 - ・2施設の整備・運営事業を一体事業とすることで、予備品などの共有化が図れ、運営・維持管理費の低減が期待される
 - ・処理能力を統一し、整備時期をずらすことで財政支出の平準化が図れる
 - ・1施設への集約化と比較すると、ブロック内で分散整備することで、突発的な設備トラブル等へのリスク低減が図れる

【懸念事項】

- ・ごみ焼却施設の更新時期がずれることで、施設間の搬入量調整が必要になる場合もある
- ・2施設分の建設用地の確保が必要となる
- ・2市1町での分別区分の統一が必要となる

【ケース⑤ 藤沢地域と茅ヶ崎・寒川地域の各地域で1施設体制】

【ごみ焼却施設】

＜既存施設＞

- ・藤沢市北部環境事業所1号炉は、R11 から R13 年に延命化のための修繕を実施し、R28 年度頃まで使用する
- ・藤沢市北部環境事業所2号炉は R28 年度頃まで使用する
- ・石名坂環境事業所は大規模整備を行い R11 年度から新炉の供用を開始する。
- ・茅ヶ崎市環境事業センターは再延命化を実施する

＜集約化施設＞

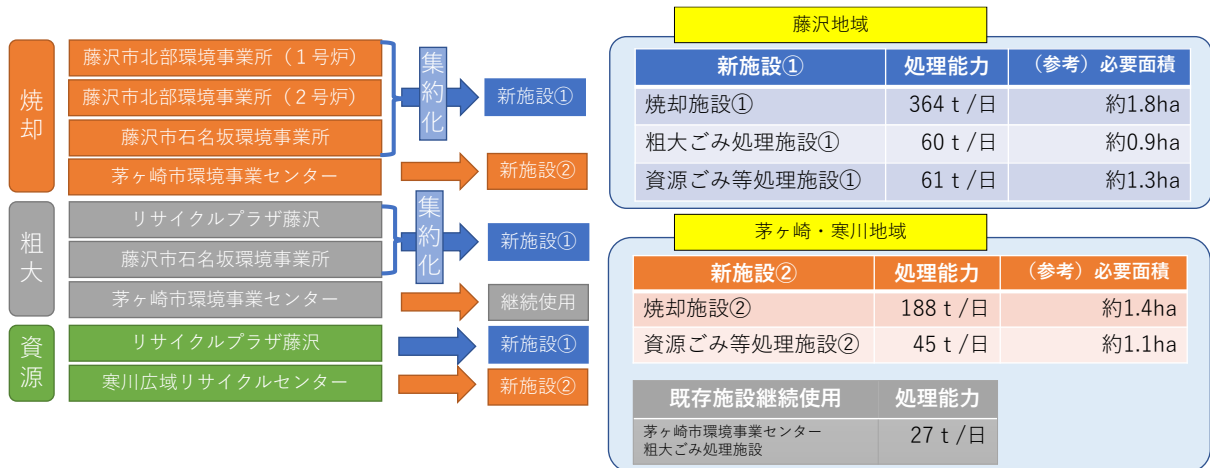
- ・新施設①：北部環境事業所（1号炉・2号炉）と石名坂環境事業所を集約化
- ・新施設②：茅ヶ崎市環境事業センターを単独更新

【粗大ごみ処理施設】

- ・リサイクルプラザ藤沢と石名坂環境事業所を集約化する
- ・茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設は継続使用する

【資源化施設】

- ・ごみ焼却施設の集約化の時期まで既存施設を使用し、ごみ焼却施設とあわせて一体整備し、2施設体制とする



※処理能力の算出では災害廃棄物を考慮していない

※必要面積は処理方式等今後の検討結果によって変わる可能性がある

＜施設の更新・統廃合の概略スケジュール（案）＞

区分	施設名	計画期間																		次期計画期間											
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33
焼却	1 藤沢市北部環境事業所1号炉	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40					
	2 藤沢市北部環境事業所2号炉	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24						
	3 石名坂環境事業所大規模整備								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18					
	新1 1+2+3集約施設																											1	2	3	4
粗大	4 茅ヶ崎市環境事業センター	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50							
	新2 4更新施設																														
	5 リサイクルプラザ藤沢(粗大ごみ処理施設)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34					
	6 新石名坂環境事業所前処理設備																														
資源	新3 5+6集約施設(新1に併設)																														
	7 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34					
	8 リサイクルプラザ藤沢	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34					
	新5 8更新施設(新1に併設)																														
資源	9 寒川広域リサイクルセンター	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30										
	新6 9更新施設(新2に併設)																														

: 用地選定
 : 計画・アセス等
 : 設計・建設期間
 : 延命化
 : 休止又は廃止

【ケース⑤ 藤沢地域と茅ヶ崎・寒川地域の各地域で1施設体制】

【期待される効果】

(藤沢地域)

- ・スケールメリットによる整備費の低減につながる
- ・運営・維持管理費の低減につながる
- ・エネルギー回収効率の増加、CO₂削減効果につながる

(ブロック全体)

- ・現在の分別区分の変更が不要である
- ・ごみ焼却施設が分散型のエネルギー供給拠点となる
- ・1施設への集約化と比較すると、ブロック内で分散整備することで、突発的な設備トラブル等へのリスク低減が図れる

【懸念事項】

- ・2施設分の建設用地の確保が必要となる

6. し尿処理施設について

現在、湘南東ブロックで発生するし尿、浄化槽汚泥は藤沢市北部環境事業所及び寒川町美化センターで処理されています。

施設概要を表 6-1 に示します。

既存施設は稼働から 25 年以上が経過しており、将来的な施設更新と合わせて広域処理実施の可能性を検討する必要があるとあり、現在、本実施計画とは別に「し尿処理広域化マニュアル（平成 22 年 3 月環境省）」を踏まえ、検討を進めています。

表 6-1 施設概要

事業所名	藤沢市 北部環境事業所	寒川町 美化センター
竣工	汚泥処理設備 1982 年 10 月 受入設備 1994 年 3 月	1995 年 12 月
処理方式	固液分離処理＋凝集沈殿処理	高負荷脱窒素法
能力	230kL/日	70kL/日
処理対象	藤沢市	茅ヶ崎市、寒川町

湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議規約

(目的及び名称)

第1条 この規約は、神奈川県ごみ処理広域化指針に基づき策定された神奈川県ごみ処理広域化計画（以下「広域化計画」という。）に基づき、湘南東ブロックにおけるごみ処理の広域化を推進するための各種課題について、調整検討を行うため、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議（以下「調整会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関する事項を定める。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、広域化計画に基づき、広域化実施計画の策定のために、次の各号について調整検討を行う。

- (1) ダイオキシン対策のための各種対策・施策に関する事項
- (2) 突発的な事故、各種対策を講ずるときなどの相互協力・支援に関する事項
- (3) ごみの収集体制、分別方法、減量化・資源化の方策、施設整備などの広域的なごみ処理に関する事項
- (4) その他、ごみ処理の広域化に関し必要な事項

(会員等)

第3条 調整会議は、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を会員とし、神奈川県が参画する。

(役員等)

第4条 調整会議に会長、副会長及び監事を置く。

- 2 会長は、「湘南広域都市行政協議会ごみ処理部会部会長」を務める市又は町の廃棄物担当部長とし、副会長及び監事は、構成員が協議して選出する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、調整会議の会計について監査を行う。

(会議)

第5条 会議は、調整会議及び幹事会とする。また、政策的判断の必要があると認めた重要な事項については、別途首長会議等を開催し、その判断を委ねるものとする。

- 2 調整会議は、別表1に掲げる職員で構成する。
- 3 会長は、必要に応じ調整会議を招集し、統括する。また、会長が必要と認めるときは、他のブロックと合同会議を開催することができる。
- 4 幹事会は、別表2に掲げる所属職員で構成し、調整会議で必要と認める事項

について検討を行う。

- 5 幹事会に幹事長を置く。
- 6 幹事長は、調整会議の会長を務める市又は町の廃棄物担当課長又は課長相当職の者とする。
- 7 幹事長は、必要に応じ幹事会を招集し、統括する。また、幹事長が必要と認めるときは、他のブロックと合同会議を開催することができる。
- 8 個別的かつ具体的な検討事項又は調査事項があると認めるときは、必要に応じて廃棄物等の専門的知識を有する職員で構成するワーキンググループを設けることができる。
- 9 第1項に定める会議には、必要に応じて関係する所属の職員を出席させることができる。

(会長市等の職務)

第6条 前条第1項に定める会議の開催に伴う会場設定、開催通知、次第作成、議事録作成等、会議の運営に関することは、調整会議の会長を務める市又は町が担当する。

(事務局)

第7条 事務局は、藤沢市に置く。
2 事務局は、主に資料作成、予算執行管理等を行う。

(会計)

第8条 調整会議の経費は、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町及び神奈川県からの負担金その他の収入をもって充てる。
2 調整会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
3 会長は、当該年度の終了後速やかに決算報告を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、調整会議において定める。

付 則

- 1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議設置要領(平成10年6月26日施行)は、廃止する。
- 3 この規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成22年7月2日から施行する。
- 5 この規約は、平成27年7月3日から施行する

別表 1

藤沢市	企画担当部長 廃棄物担当部長
茅ヶ崎市	企画担当部長 廃棄物担当部長
寒川町	企画担当部長 廃棄物担当部長
神奈川県	湘南地域県政総合センター企画調整部長 湘南地域県政総合センター環境部長 環境農政局環境部資源循環推進課長

別表 2

藤沢市	廃棄物担当課長・担当職員
茅ヶ崎市	廃棄物担当課長・担当職員
寒川町	廃棄物担当課長・担当職員
神奈川県	湘南地域県政総合センター企画調整課 湘南地域県政総合センター環境調整課 環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ

環循適発第 1903293 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）

持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設
の集約化について（通知）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

ごみ処理の広域化については、平成 9 年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成 9 年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成 9 年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に向けた取組が進められてきた。この結果、全国のごみ焼却施設数は平成 10 年度の 1,769 施設から平成 28 年度には 1,120 施設と約 4 割減少している。施設の規模別では、平成 10 年度には 100 t/日以上以上の施設が 550 施設と全体の約 3 割であったところ、平成 28 年度には 100 t/日以上以上の施設が 591 施設と全体の約 5 割に増加しており、施設の平均規模も平成 10 年度の 109t/日から平成 28 年度には 161t/日となるなど、集約化・大規模化が着実に進んできた。ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量についても平成 10 年の 1,550g-TEQ/年から平成 28 年には 24g-TEQ/年と大幅に削減されており、目標である 33g-TEQ/年を達成している。このように、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成 9 年通知の発出から 20 年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化している。

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）においては、「我が国はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつある。東

京などの大都市への人口集中は進んでいるが、大都市においても一部の地域を除いて人口が減少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少することが推計されており、特に1万人未満の市町村では2050年には2010年の約半数に人口が減少すると推計されている。」としており、「3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている。」等の課題を指摘している。このため、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としている。

また、近年、我が国では平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等、毎年のように大規模な災害が発生している。様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。

以上のように、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。ついては、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画（以下「広域化・集約化計画」という。）を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

記

1. 広域化・集約化の必要性

(1) 持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているところ、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経

済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。また、都道府県や市町村の連携等により、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承を図っていくことが必要である。

(2) 気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。特に、近年は豪雨による水害等の災害が頻発しており、今後も気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているところ、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要である。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資することが望まれる。

(3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要である。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。

(4) 災害対策の強化

都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めることが重要である。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。

また、地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

(5) 地域への新たな価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいる。

上記（２）～（４）の観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

２．広域化・集約化計画の策定

（１）計画策定主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。その際、廃棄物処理の広域化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとしている。

このことに鑑み、都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定すること。また、広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めること。なお、市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、広域化・集約化計画との整合性に留意すること。

（２）前回策定の広域化計画の評価

新たに広域化・集約化計画を策定するに当たっては、前回策定の広域化計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等を評価し、その結果を反映すること。

（３）人口及びごみ排出量等の将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、20～30 年後の人口及びごみ排出量等を予測し、考慮した上で、計画策定を行うこと。

（４）広域化ブロック区割りの設定見直し

上記（２）及び（３）で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定を見直すこと。過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況を評価し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も

含めて検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮されたい。

(5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。

廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。

例えば、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t／日以上の中連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に100t／日以上300t／日未満の施設を設置している地域については、300t／日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、施設の大規模化が難しい地域においても、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討等も含め、廃棄物処理経費全体での評価を行うことが重要である。

広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたい。

① 組合設立

近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する。

② ごみ種類別処理分担

複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する。

③ 大都市での受入

大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

④ 相互支援

基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する。

⑤ 他のインフラとの連携

下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する。

⑥ 民間活用

市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

3. 広域化・集約化計画に記載する内容

計画には以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として10年とする。2021年度末を目途に計画策定を目指すこととし、既に計画を策定・運用している場合においては、本通知の内容を踏まえ、必要に応じて計画の見直し及び推進を行うこと。

(2) 広域化ブロック区割り

2.(4)で設定したブロック区割りについて記載すること。

(作成例)

〇〇ブロック

構成市町村 ・一部事務組合名	人口(万人)	面積(km ²)	将来推計 (人口・ごみ量等)

(3) 各ブロックにおける廃棄物処理体制

2.(5)で検討した廃棄物処理体制について、広域化・集約化に向けた廃棄物処理施設の整備計画や処理体制をブロックごとに記載すること。また、可能な限り民間の許可施設等についても記載に含めること。

整備計画の策定に当たっては、下記作成例の項目のほか、必要に応じて、ごみの種類、種類別のごみ量及びごみの収集運搬方法(中継施設の設置等を含む。)等についても記載すること。

(作成例)

〇〇ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	エネルギー回収量 ／再生利用量
ごみ焼却施設			
粗大ごみ処理施設			
ごみ堆肥化施設			
ごみ飼料化施設			

メタンガス化施設			
ごみ燃料化施設			
汚泥再生処理センター			
最終処分場			
その他の施設			

4. 留意事項

- (1) 既に、今後 10 年程度を計画期間とし、上記と同等の内容が含まれた計画が策定されている場合は、広域化・集約化計画が策定されているものとみなす。また、廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。
- (2) 広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行うこと。なお、進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うことが望ましい。
- (3) 計画は、必要に応じ見直すこと。

「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（改定素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

1 募集期間 （藤沢市、寒川町）

令和3年11月10日（水）～ 令和3年12月10日（金）
（茅ヶ崎市）

令和3年11月17日（水）～ 令和3年12月17日（金）

2 意見の件数 33件（藤沢市（2件）、茅ヶ崎市（30件）、寒川町（1件））

3 意見提出者数 5人（藤沢市（1人）、茅ヶ崎市（3人）、寒川町（1人））

4 内容別の意見件数

※	項 目	件 数
—	○ 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画全般に関する意見	7件
1	計画策定の趣旨に関する意見	—
2	ブロックの現状に関する意見	—
3	○ 広域化の主要事業及び計画目標に関する意見	10件
4	計画目標達成のための取組に関する意見	1件
5	施設整備計画の概要に関する意見	4件
6	ごみ処理経費削減の概要に関する意見	—
7	地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの概要	—
8	計画の推進方策に関する意見	—
—	パブリックコメント全般に関する意見	4件
—	その他の意見	7件
合計		33件

※「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（改定素案）」の項目番号

○：一部修正を加えた項目

「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（改定素案）」 についてのパブリックコメント実施結果（新旧対照表）

◆修正部分の対照表

P 1 1章. 計画策定の趣旨 1. 1 計画策定の背景	
修正後	修正前
1章 1. 1 計画策定の背景 (1) ごみ処理広域化について 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町は、「 <u>神奈川県ごみ処理広域化計画</u> 」（現「 <u>神奈川県循環型社会づくり計画</u> 」）において、「湘南東ブロック」として位置づけられ	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町は、「湘南東ブロック」として位置づけられ

P 16 3章. 広域化の主要事業及び計画目標 3. 1 広域化の主要事業	
修正後	修正前
表3-1 短期目標・対象事業（ソフト面） ● <u>広域施設整備についての検討を始めるとともに、ごみ処理の現状や最終処分場等廃棄物処理施設の周知・啓発を行います。</u>	表3-1 短期目標・対象事業（ソフト面） ●広域施設整備についての検討を始めます。
表3-2 施策：自発的行動促進等啓発事業の連携 （ソフト面） 「ごみ処理等の現状周知・啓発」を追記	表3-2

P30 4章. 計画目標達成のための取組	
4. 1 減量化・資源化に係る取組	
修正後	修正前
<p>(1) 減量化・資源化の方針</p> <p>方針1 減量化・資源化の推進を図ります。</p> <p>(省略)</p> <p>食品廃棄物に対しては、フードバンクやフードドライブの推進、食品を無駄にしない計画的購入の推進を行います。事業系可燃ごみの食品廃棄物は、事業者へのフードバンク等への寄付の推奨や食品リサイクル施設等民間施設への誘導により、食品廃棄物の減量化・資源化の推進を図ります。</p> <p><u>また、住民に対して各市町におけるごみ処理の現状や最終処分場等廃棄物処理施設の周知・啓発を図ります。</u></p>	<p>(1) 減量化・資源化の方針</p> <p>方針1 減量化・資源化の推進を図ります。</p> <p>(省略)</p> <p>食品廃棄物に対しては、フードバンクやフードドライブの推進、食品を無駄にしない計画的購入の推進を行います。事業系可燃ごみの食品廃棄物は、事業者へのフードバンク等への寄付の推奨や食品リサイクル施設等民間施設への誘導により、食品廃棄物の減量化・資源化の推進を図ります。</p>
<p>表4-1</p> <p>②自発的行動促進等啓発事業の連携</p> <p>内容</p> <p>○既存の連携事業を活用し、廃棄物分野の啓発でも連携を図ります。これまでの取組に加え、フードバンク活動推進、フードドライブ推進、地域清掃及び海岸美化運動の実施・奨励等での連携を行います。</p> <p><u>○各市町におけるごみ処理の現状や最終処分場等廃棄物処理施設の周知・啓発を図ります。</u></p>	<p>表4-1</p> <p>②自発的行動促進等啓発事業の連携</p> <p>内容</p> <p>○既存の連携事業を活用し、廃棄物分野の啓発でも連携を図ります。これまでの取組に加え、フードバンク活動推進、フードドライブ推進、地域清掃及び海岸美化運動の実施・奨励等での連携を行います。</p>

発行

○藤沢市環境部環境総務課

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-50-3529

○茅ヶ崎市環境部資源循環課

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

TEL 0467-82-1111

○寒川町環境経済部環境課

神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

TEL 0467-74-1111